

交野市

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

～障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、  
互いに助け合い支え合えるまち 交野～

令和6年3月

交野市

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
5 国における基本指針の見直しのポイント .....	6
<b>第2章 交野市の障がいのある人を取り巻く現状</b> .....	<b>8</b>
1 障がいのある人の状況 .....	8
<b>第3章 アンケート調査等からみる現状</b> .....	<b>16</b>
1 障がい福祉サービスの整備・充実について .....	16
2 相談支援体制の強化について .....	18
3 雇用・就労及び社会参加の推進について .....	21
4 人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供について .....	24
5 安心・安全に暮らせる生活環境の整備について .....	28
<b>第4章 計画の方向性</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念 .....	33
2 基本的視点 .....	34
<b>第5章 本計画で目指すこと</b> .....	<b>35</b>
1 障がい福祉計画の第6期実績と第7期成果目標 .....	35
2 障がい福祉サービスの実績と見込み .....	50
3 地域生活支援事業の実績と見込み .....	72
4 障がい児支援サービスの実績と見込み .....	83
5 その他活動指標にかかる実績と見込み .....	86
6 子ども・子育て支援施策との連携 .....	93
7 計画目標達成に向けて取り組む施策等 .....	94
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>100</b>
1 庁内の推進体制の整備 .....	100
2 事業者・関係団体・地域等との連携 .....	100
3 計画の評価・進捗管理 .....	100
<b>資料編</b> .....	<b>101</b>
1 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例 .....	101
2 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員名簿 .....	103
3 計画策定経過 .....	104
4 用語解説 .....	105

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国において、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成28年の「障害者差別解消法」施行など、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和6年の「障害者総合支援法」改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

本市では、令和3年に「交野市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「前回計画」とする。）を策定し、障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、互いに助け合い支え合えるまちづくりを進めてきました。

一方で、市民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域ではさまざまな課題が存在しており、重層的支援体制の整備やそれぞれに合った適正な支援・きめ細やかな対応が求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域の課題に対する解決策等をすべての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組むことが、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことにつながると考えます。

このたび、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、前回計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行った上で、令和8年度に向けて、国や大阪府が定めた基本的な指針に即して、本市における障がい福祉サービスの提供体制の確保、それぞれの目標に対する事項、計画各年度におけるサービス量等を見込み、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

また、必要なサービス等がすべての障がい児者に提供されるようにサービス量等の確保に努めていくとともに、本計画を策定の上で、障がいのある人に対する施策・事業を計画的に推進していきます。

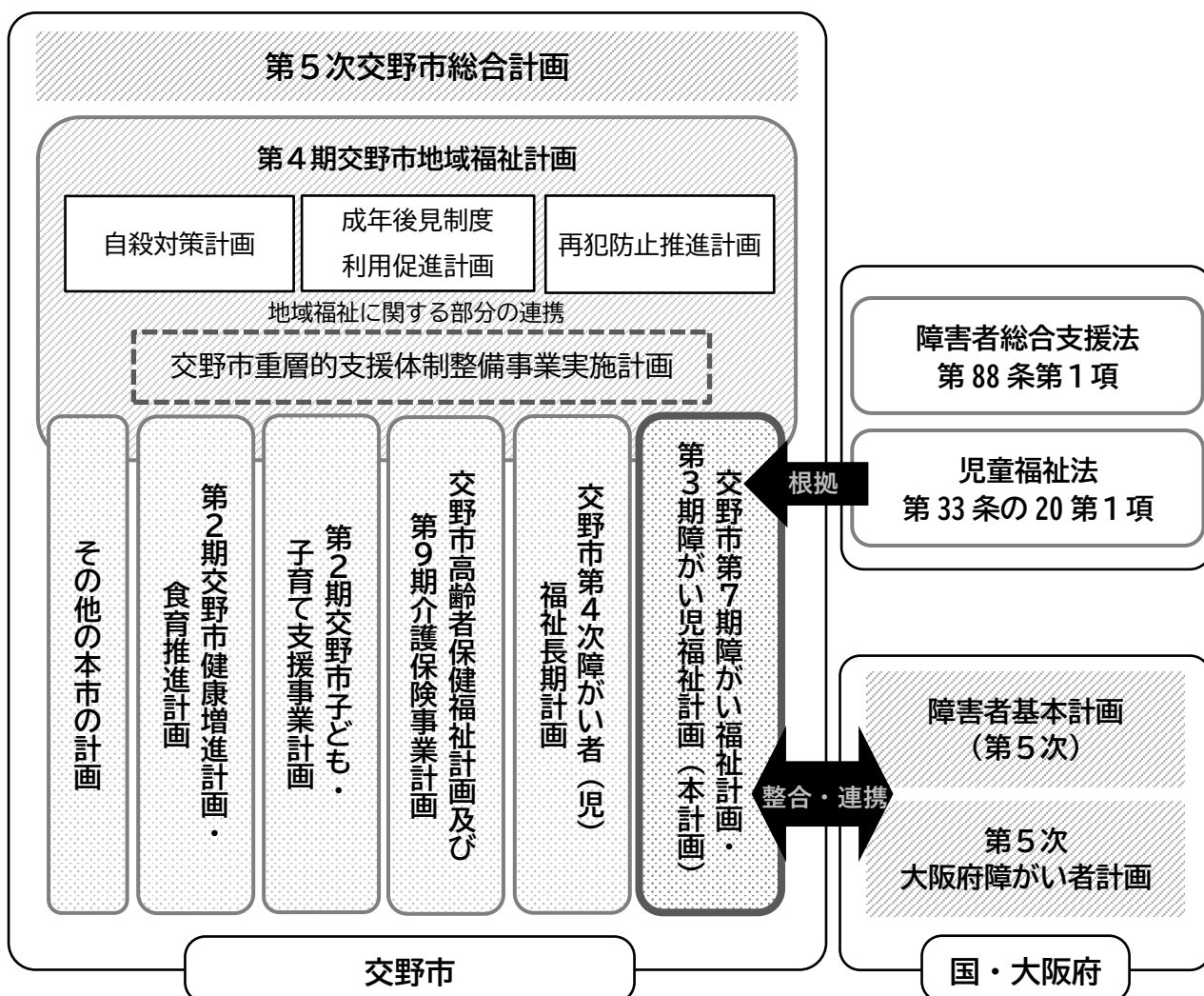
## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、本市における障がい福祉・障がい児福祉サービスに関する提供体制の充実の為の方針を示すもので、見込量や確保方策等について定めた計画です。

### (2) 交野市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第 5 次）」、大阪府の「第 5 次大阪府障がい者計画」との整合を踏まえた上で、「交野市総合計画」を本市の最上位計画とし、さらに「交野市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、「障がい者（児）福祉長期計画」と連携を図りながら、障がい福祉分野の個別計画として「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画・食育推進計画」等の関連計画における障がい者（児）福祉に関する事項との整合に留意した上で策定しています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。

令和	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
西暦	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
総合計画	第5次 (令和5～16年度)				
地域福祉計画	第4期 (令和3～7年度)		第5期		
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第7期・第3期《本計画》 (令和6～8年度)			第8期・第4期	
障がい者(児) 福祉長期計画	第4次 (令和3～8年度)			第5次	
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第9期 (令和6～8年度)			第10期	
子ども・子育て 支援事業計画	第2期 (令和2 ～6年度)	第3期			
健康増進計画・ 食育推進計画	第2期 (令和元 ～6年度)	第3期			

## 4 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

### (1) 事業所・グループホームアンケート調査

実施目的	日ごろの活動状況や障がいのある人に関する取り組みや考えを把握することを目的とする。
実施期間	令和4年12月27日(火)～令和5年1月20日(金)
実施対象	①市内の障がい福祉サービス事業所 ②市内のグループホーム
回収状況	①有効回答件数57件(配布件数:68件、回収率:83.8%) ②有効回答件数5件(配布件数:8件、回収率:62.5%)

### (2) ワークショップの実施

実施目的	障がいのある人にとっての「理想の“かたの”」を実現するために、交野市の現状と課題を明らかにするとともに、今後の取り組みに関するアイデアを検討し、計画策定や今後の施策立案に活かすことを目的とする。
実施期間	令和5年1月17日(火)
実施対象	交野市自立支援協議会参加者

### (3) 市民アンケート調査

実施目的	計画の策定にあたり、市内在住の障がい者手帳所持者及びサービス利用者に対して、活動の状況や障がい福祉サービスの利用状況、福祉ニーズ等を把握することを目的とする。
実施期間	令和5年1月23日(月)～2月3日(金)
実施対象	市内在住の障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者
回収状況	有効回答件数858件(配布件数:1,800件、回収率:47.7%)

### (4) 団体アンケート・ヒアリング調査

実施目的	障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向等を把握することを目的とする。
実施期間	令和5年5月19日(金)～6月30日(金) ※後日直接ヒアリング分を含む
実施対象	市内で活動している障がい福祉団体
協力団体	25団体

## (5) パブリックコメントの実施

実施目的	計画の策定にあたり、意見聴取のために市ホームページ等において計画素案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的とする。
実施期間	・パブリックコメント 令和6年1月10日(水)～令和6年2月10日(土) ・計画素案の概要説明資料の公開 令和6年1月10日(水)～令和6年2月10日(土)
実施対象	市内に在住・在勤・在学している個人・法人・団体 等
回収状況	2件(2人)

## (6) 交野市障がい者(児)生活支援推進審議会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者(児)団体の代表者、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者及びサービス提供事業者、市民の代表としての公募委員から構成される「交野市障がい者(児)生活支援推進審議会」を開催し、計画についての審議を行いました。

## 5 国における基本指針の見直しのポイント

国において、第7期・第3期計画策定にかかる基本指針について、主に以下の内容の見直しが行われました。

### ■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

#### ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備の推進

#### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ○福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ・就労移行支援事業利用修了者の内、一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる就労移行支援事業所数が全体の5割以上となるように設定
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

#### ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

#### ○発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成の推進
- ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進



---

## ○地域における相談支援体制の充実強化

---

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施

---

## ○障害者等に対する虐待の防止

---

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

---

## ○「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

---

## ○障害福祉人材の確保・定着

---

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

---

## ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

---

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

---

## ○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

---

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

---

## ○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

---

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

---

## ○その他：地方分権提案に対する対応

---

- ・ 計画期間の柔軟化
  - ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化
-

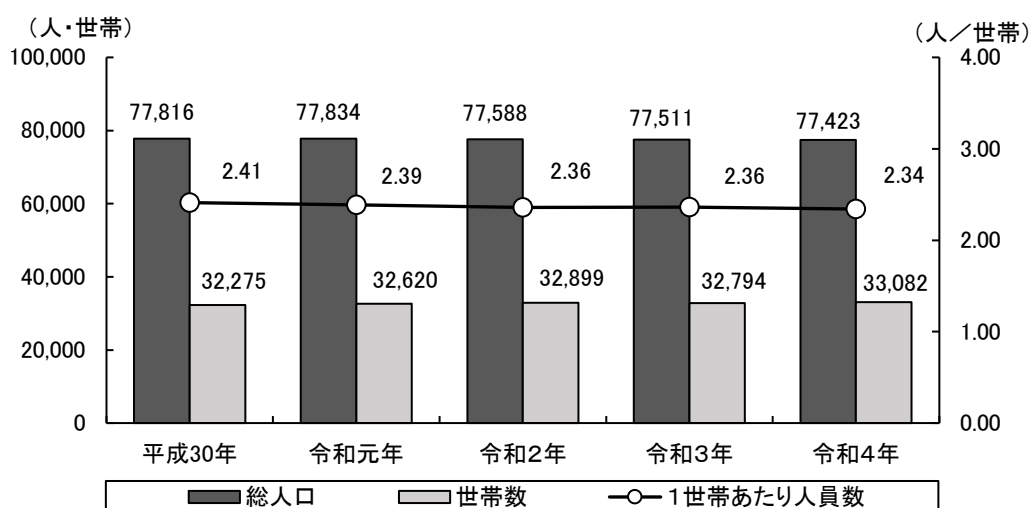
## 第2章 交野市の障がいのある人を取り巻く現状

### 1 障がいのある人の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ■総人口・世帯数の推移

本市の総人口は減少傾向となっており、令和4年で77,423人と平成30年と比較して393人減少しています。一方で、世帯数は増加傾向となっており、令和4年で33,082世帯と平成30年と比較して807世帯増加しています。これにより1世帯あたり人員数は減少しています。



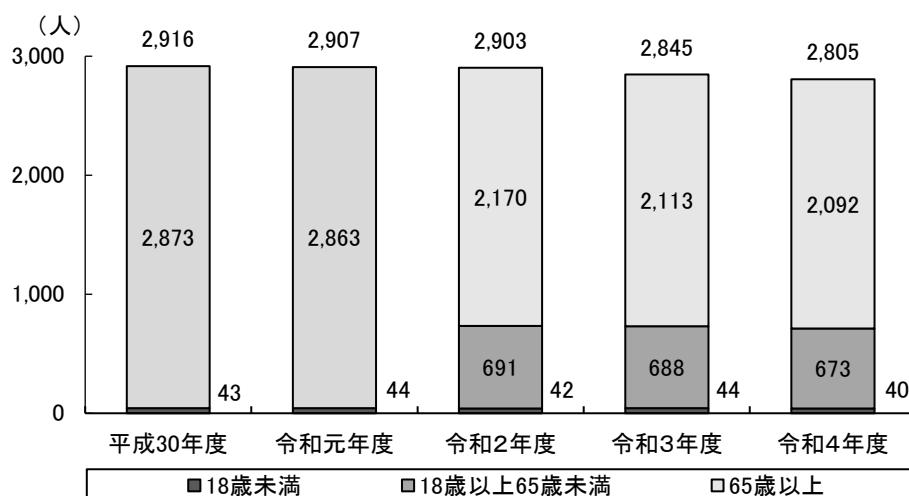
資料：交野市住民基本台帳人口（各年3月末現在）

#### (2) 身体障害者手帳所持者の状況

##### ■身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

身体障害者手帳所持者数については、減少傾向で推移しており、令和4年度で2,805人と平成30年度と比較して111人減少しています。

年齢別にみると、18歳以上65歳未満、65歳以上は減少傾向となっています。

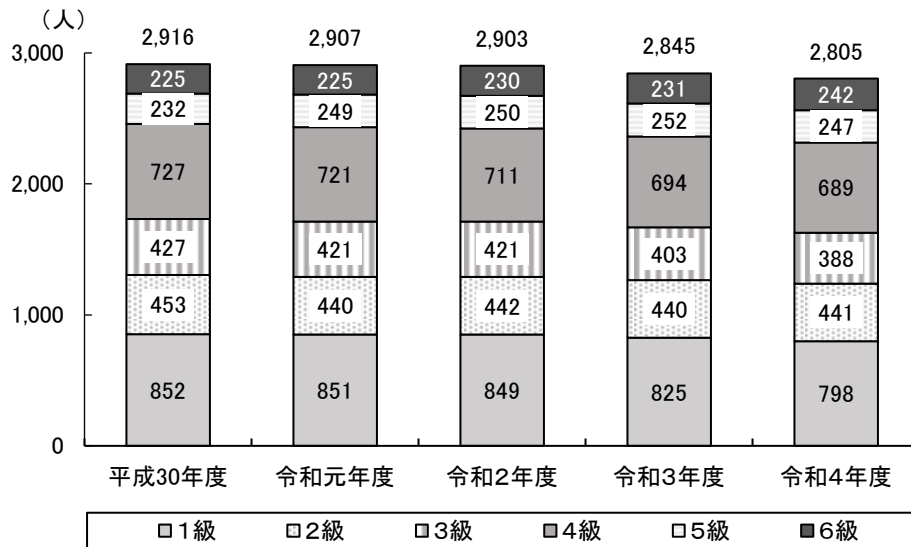


※平成30年度、令和元年度は18歳未満と18歳以上の2区分で数値を掲載

資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## ■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

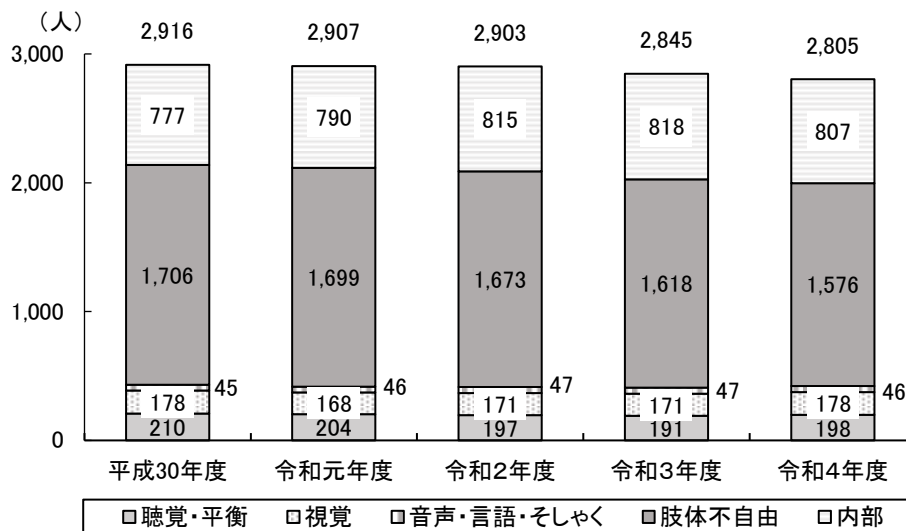
等級別では、平成30年度と比較して1級から4級は減少、5級と6級は増加しています。



資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## ■身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移

障がい部位別では、聴覚・平衡、肢体不自由は減少傾向にあり、内部は増加傾向となっています。視覚、音声・言語・そしゃくは横ばいで推移しています。



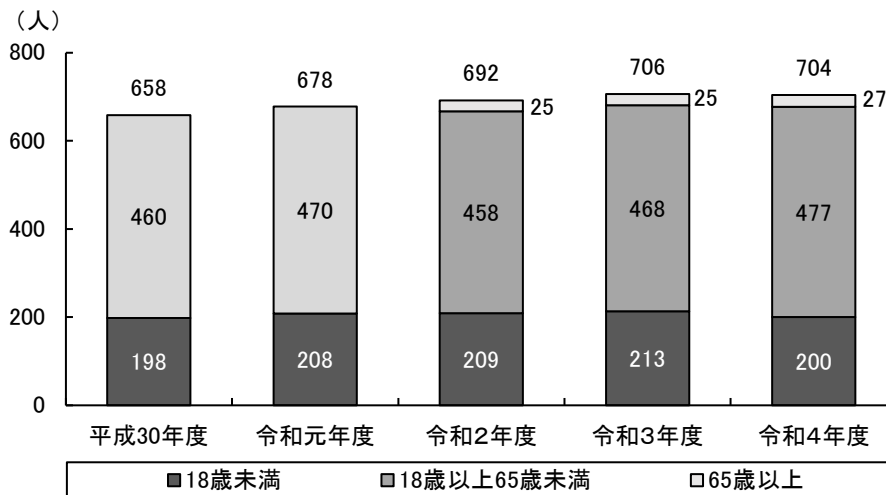
資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ■療育手帳所持者数（年齢別）の推移

療育手帳所持者数については、増加しており、令和4年度では704人と平成30年度と比較して46人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満では令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度に減少に転じています。18歳以上65歳未満、65歳以上は増加傾向となっています。

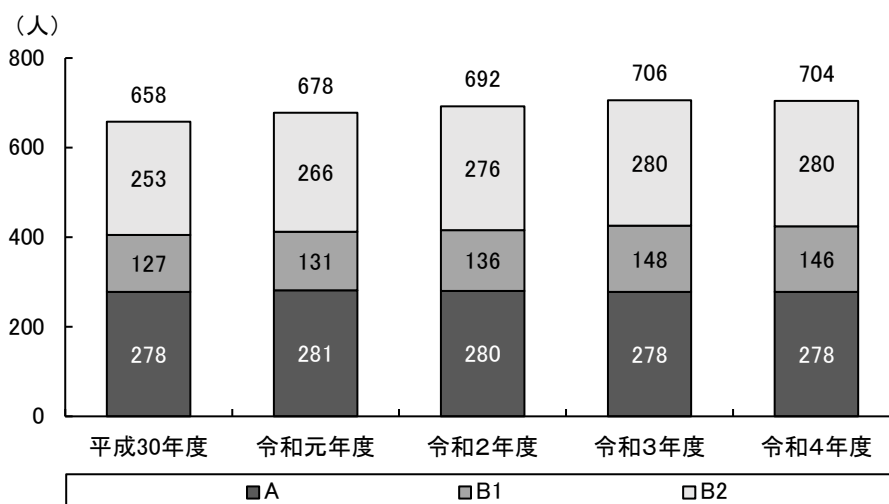


※平成30年度、令和元年度は18歳未満と18歳以上の2区分で数値を掲載

資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

#### ■療育手帳所持者数（程度別）の推移

程度別では、B1、B2で増加しており、B2は令和4年度で280人と平成30年度と比較して27人増加しています。Aは横ばいで推移しています。



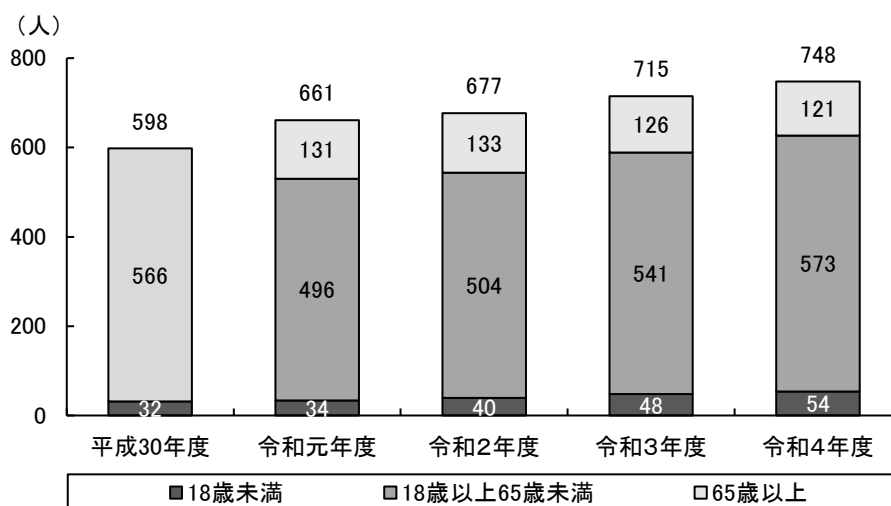
資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、増加しており、令和4年度で748人と平成30年度に比べて150人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満、18歳以上65歳未満は増加傾向となっており、65歳以上は令和3年度に減少に転じて以降、減少傾向となっています。

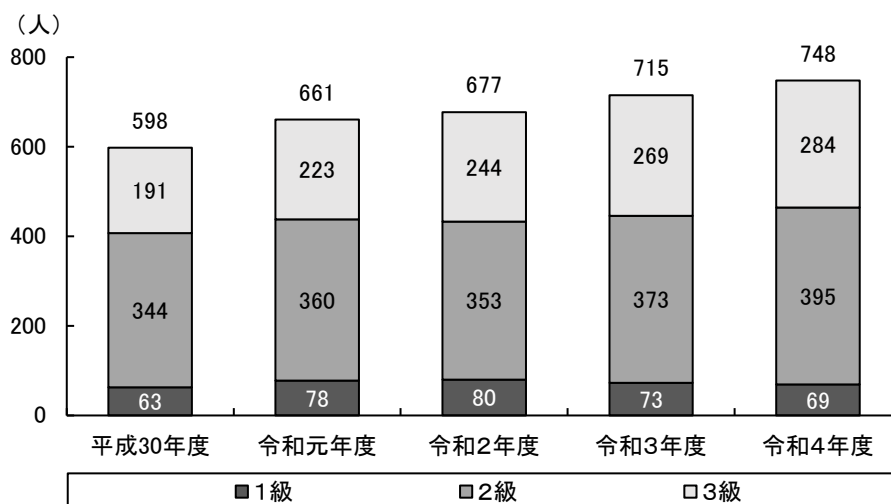


※平成30年度のみ18歳未満と18歳以上の2区分で数値を掲載

資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

等級別では、すべての等級で増加しており、3級は令和4年度で284人と平成30年度と比較して93人増加しています。

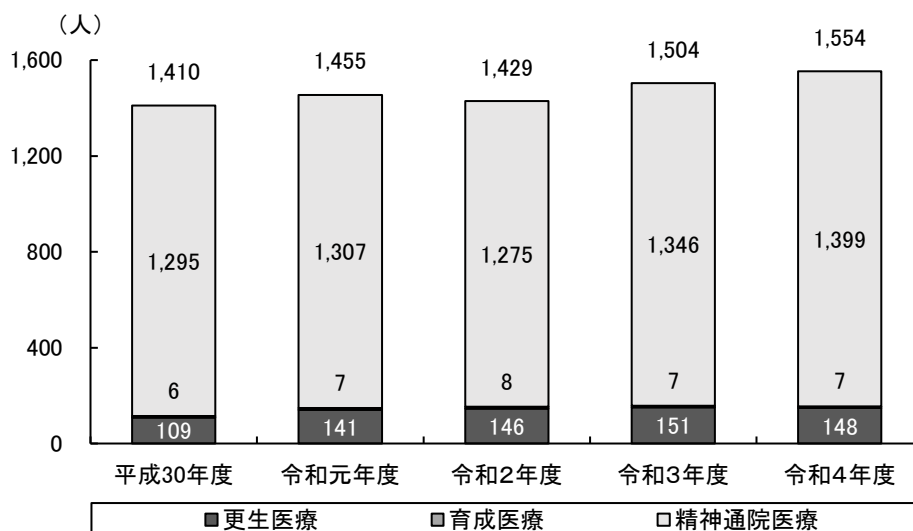


資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## (5) 自立支援医療受給者の状況

### ■自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数については、増加しており、令和4年度で1,554人と平成30年度と比較すると144人増加しています。内訳をみると、精神通院医療で平成30年度から令和4年度にかけて104人の増加となっています。

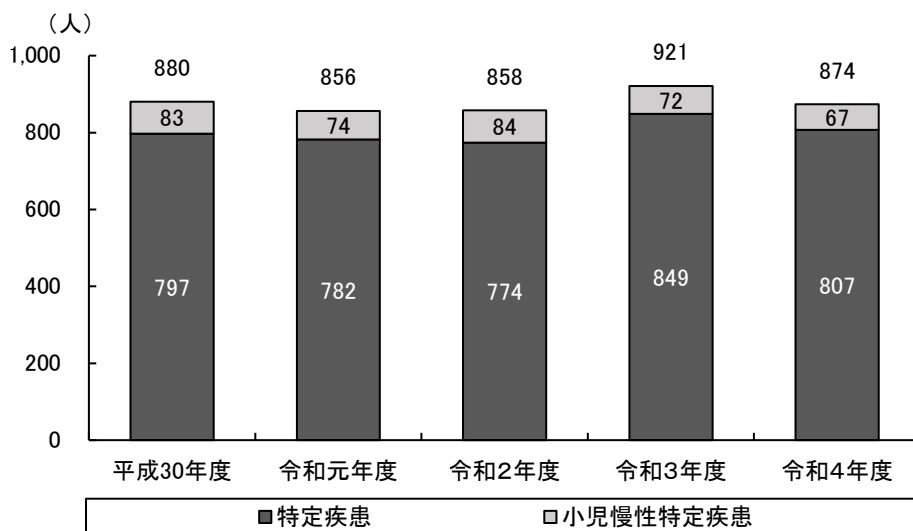


資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## (6) 難病等の状況

### ■指定難病患者数の推移

指定難病患者数については、増減しながら推移しています。内訳をみると、特定疾患では令和3年度に849人と令和2年度と比較して75人増加した後、令和4年度に807人となっています。

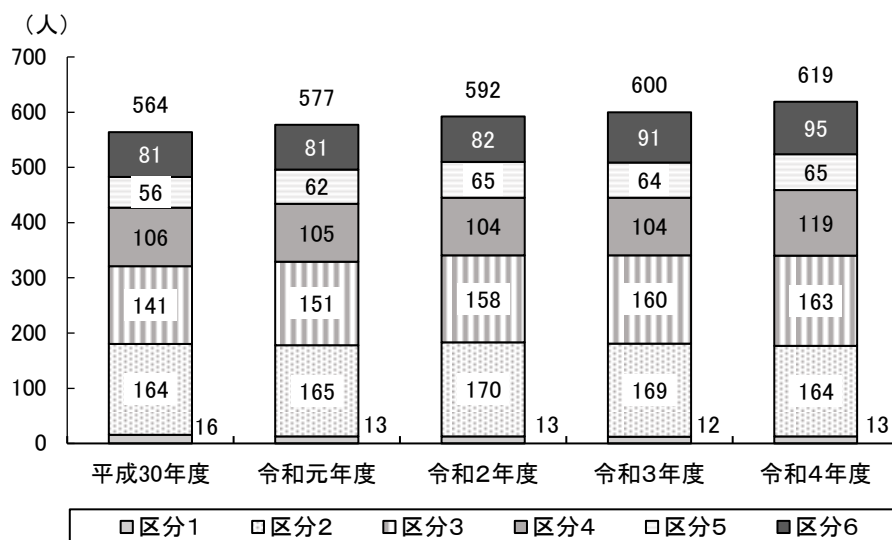


資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## (7) 障害支援区分認定者の状況

### ■障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数については、平成30年度から令和4年度にかけて増加し、令和4年度では619人となっています。区分3～6は増加傾向にあり、区分1、2は横ばいで推移しています。

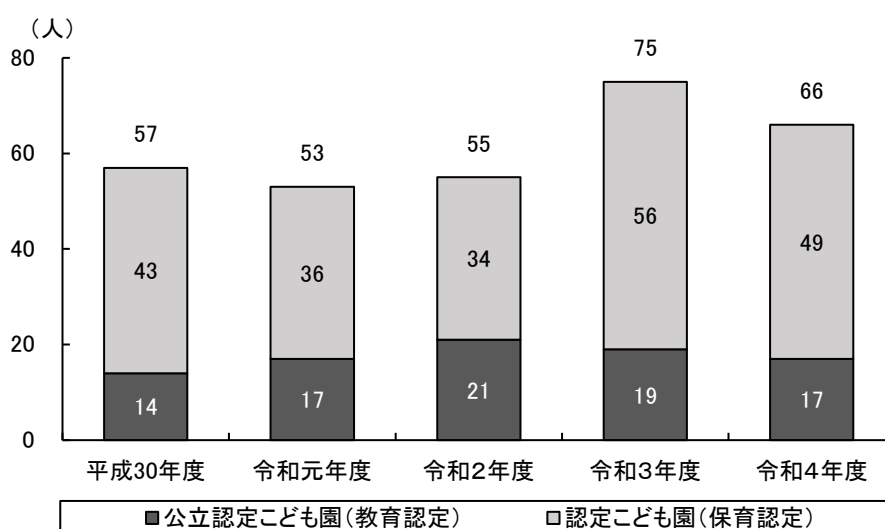


資料：障がい福祉課（各年度3月末現在）

## (8) 支援が必要な子どもの状況

### ■就学前施設の障がい児在籍者数(※)の推移

就学前施設の障がい児在籍者数については増減しながら推移しています。公立認定こども園(教育認定)では、令和2年度をピークとして減少しており、令和4年度で17人となっています。認定こども園(保育認定)では、令和3年度で56人と令和2年度と比較して22人増加した後、令和4年度に49人となっています。



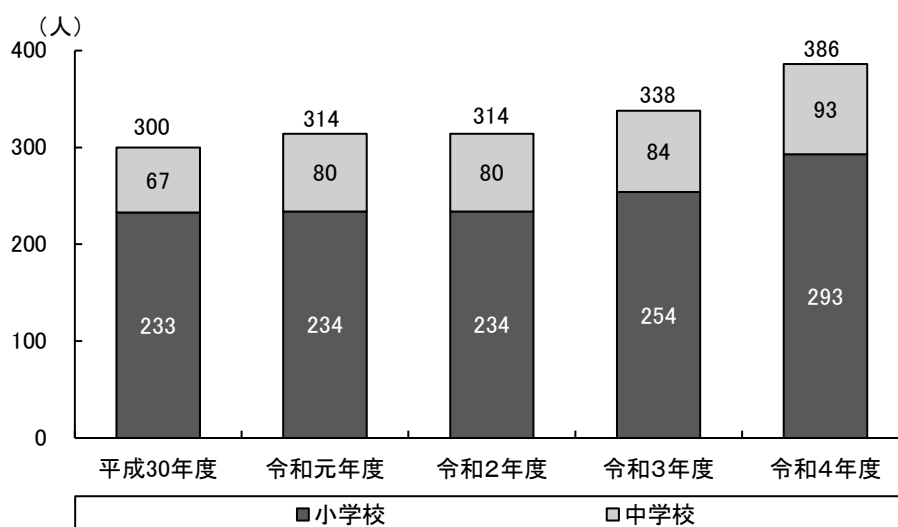
※障がい児在籍者数：

「交野市保育所等障がい児の教育・保育実施要綱」に基づき、保育上配慮が必要と判断された子どもの数。

資料：こども園課(各年度3月末現在)

### ■特別支援学級在籍者数の推移

特別支援学級在籍者数については、増加しており、令和4年度では386人となっています。平成30年度と比較すると、全体で86人、小学校で60人、中学校で26人増加しています。



資料：教育委員会(各年度5月1日時点)



## ■特別支援学校在籍者数（交野市在住）

本市在住の特別支援学校在籍者数について、ほぼ横ばいで推移しており、内訳については下表の通りとなっています。

単位：人

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
府立交野支援学校	小学部	6	5	3	6	4
	中学部	1	2	2	2	3
	高等部	3	1	1	1	4
府立枚方支援学校	小学部	22	21	19	21	14
	中学部	17	14	21	16	21
	高等部	13	9	4	—	—
府立むらの高等支援学校	高等部	8	10	3	4	1
府立交野支援学校四條畷校	高等部	—	5	8	14	18
合計		70	67	61	64	65

※府立交野支援学校四條畷校は令和2年度から学区変更

資料：障がい福祉課（各年度5月1日時点）

# 第3章 アンケート調査等からみる現状

## 1 障がい福祉サービスの整備・充実について

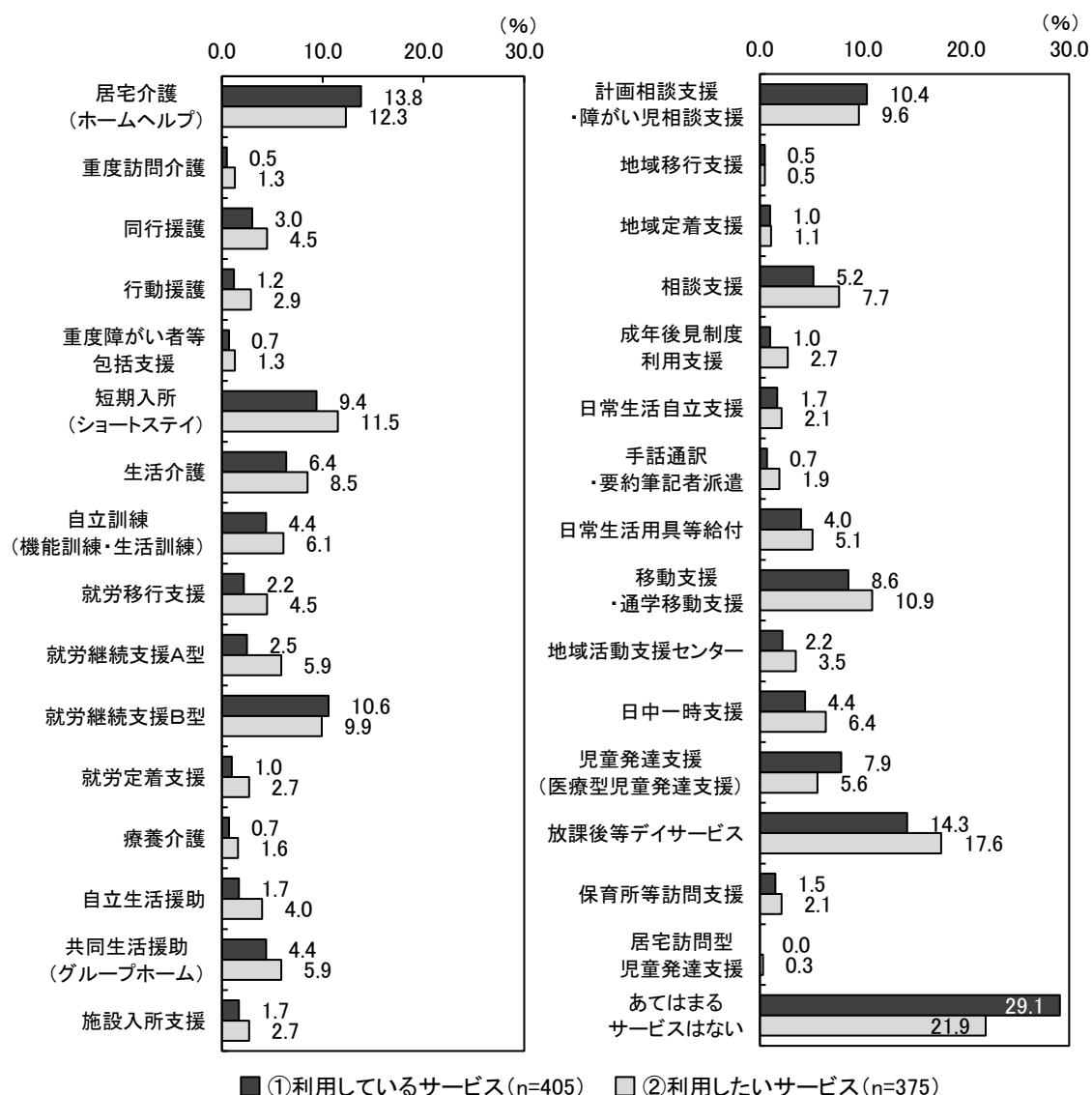
現在の利用に対して、利用希望が高くなっているサービスがある中で、人材の不足や研修、育成不足により質の向上が図りにくいなどの意見が多く挙がっています。また、医療的ケアなど、専門的な知識を必要とする分野では、さらにサービスの提供が困難になっています。

事業所の体制づくりや他業種、行政との連携を通して、多様化・複雑化する個々のケースに対応できる取り組みが必要とされています。

### ◆市民アンケート調査結果より

#### ①現在利用しているサービス及び今後3年間で利用したいサービスについて

ほとんどのサービス・支援について利用希望が伸びており、重度障がいのある人の利用サービスや短期入所、外出支援や通所系サービス、相談支援等の充足の必要性についても着目されている結果となっています。



## ◆事業所アンケート・ワークショップ・団体ヒアリングより

### 【事業所アンケート回答より】

---

- ・事業所経営上の課題として「職員の新規採用が難しい」「職員の研修、育成を行う時間がない」「サービス内容や質の向上を図ることが困難」について前回計画策定時の調査より割合が大きく増加しています。
- ・サービスの質向上のために必要な支援では、「財政面での支援」「必要な人材のあっ旋」「職員の研修、職業訓練への支援」という回答が多くなっています。
- ・サービス利用者に医療的ケアが必要となった場合の対応については、「医療設備や金銭、人員の面で対応が難しい」という回答が多くなっています。

### 【ワークショップ意見より】

---

- ・人材不足への具体的な対策や制度を実施し、福祉職の地位を向上させる。
- ・日常生活での困りごとの解消を図れる体制づくりが必要。

### 【団体ヒアリング回答より】

---

- ・多様化・複雑化するケースに対応する専門人材が不足している。
- ・事業所の体制づくりに加え、行政と連携した質の担保・向上の取り組みが必要。
- ・医療従事者等、多業種や他事業所等の横の連携や顔の見える関係づくりと研修会・勉強会の実施。
- ・障がいの重度・重複化が進み、利用可能な福祉サービスの枠組みや内容が個々の実態に追いついていない。

## 2 相談支援体制の強化について

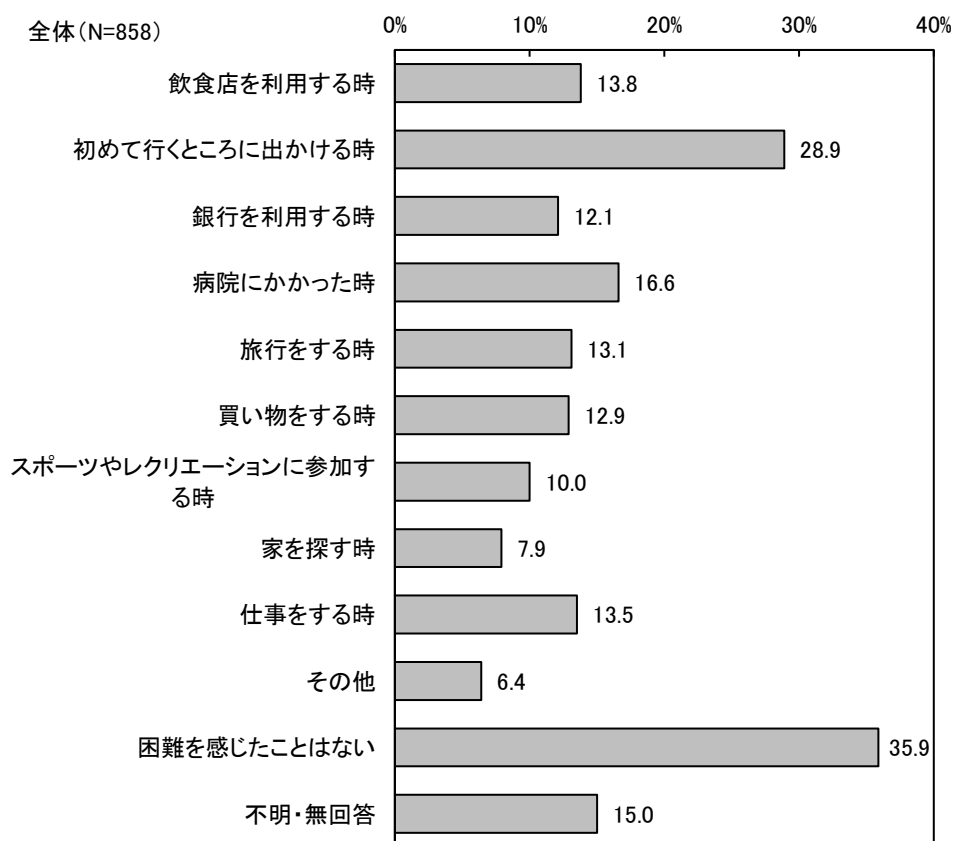
障がいのある人が必要な情報を受け取り、相談しやすい環境をつくるため、障がい特性に応じた情報提供体制や意思疎通支援の充実が必要です。

相談に対するニーズは増加しており、人材や対応できる事業所の充実に加え、専門性の向上を図る必要があります。また、基幹相談支援センターを軸とした専門相談体制や自立支援協議会におけるネットワークづくりも必要です。

### ◆市民アンケート調査結果より

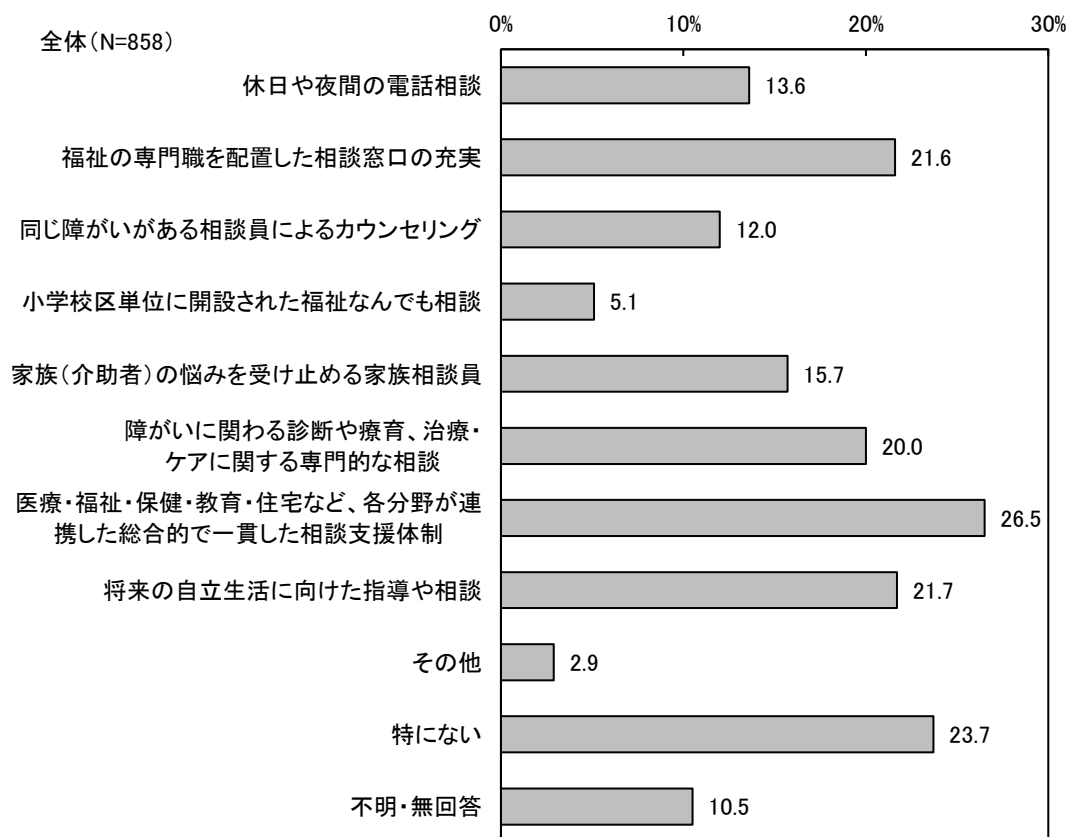
#### ①相手とコミュニケーションをする際や必要な情報を利用する際に、特に困難を感じる時

相手とコミュニケーションをする際や必要な情報を利用する際に、特にどのような時に困難を感じるかについてみると、「困難を感じたことはない」を除いて、「初めて行くところに出かける時」が28.9%と最も高く、次いで「病院にかかった時」が16.6%となっています。



## ②市内の相談支援体制に今後望むこと

市内の相談支援体制に今後望むことについてみると、「特にない」を除いて、「医療・福祉・保健・教育・住宅など、各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が26.5%と最も高く、次いで「将来の自立生活に向けた指導や相談」が21.7%となっています。



## ◆事業所アンケート・ワークショップ・団体ヒアリングより

### 【事業所アンケート回答より】

---

- ・ 困難を抱える人を発見するためのアンテナを持ち、どのようなことでも相談できる窓口と、窓口から支援につなげるための人材の確保が必要。
- ・ 相談支援事業について、令和6年度から令和8年度までに新規事業開始予定の事業所が複数あります。
- ・ 提供しているサービスについて、3年前と比較した利用希望サービスの増減について尋ねた設問では、「計画相談支援」は最も多く（5件増加）なっています。

### 【ワークショップ意見より】

---

- ・ 困っていることを気軽に言える環境づくりが必要。
- ・ 日常生活での困りごとの解消を図れる体制づくりが必要。
- ・ 人権侵害に関する相談窓口の周知。

### 【団体ヒアリング回答より】

---

- ・ どこに相談して良いのか分からない。どこに相談しても良いと言われるが、それが一番迷う。
- ・ 土日でも相談できる窓口が必要。
- ・ 相談先の周知や窓口対応において、音声案内や手話通訳者の設置など障がい特性に応じた対応が必要。
- ・ 相談支援専門員、事業所が不足している。相談員の専門性向上を図る。

### 3 雇用・就労及び社会参加の推進について

障がいのある人の就労・雇用形態について、正規雇用かつ他職員と勤務条件に違いのない人は就労者全体の約3割にとどまっているとの結果から、不安定な雇用形態等にある人が多い状況がうかがえます。

障がいの特性に応じた細やかな就労支援や、障がいについて企業側への理解促進・啓発、就労定着に向けた継続的な支援などが求められています。

#### ◆市民アンケート調査結果より

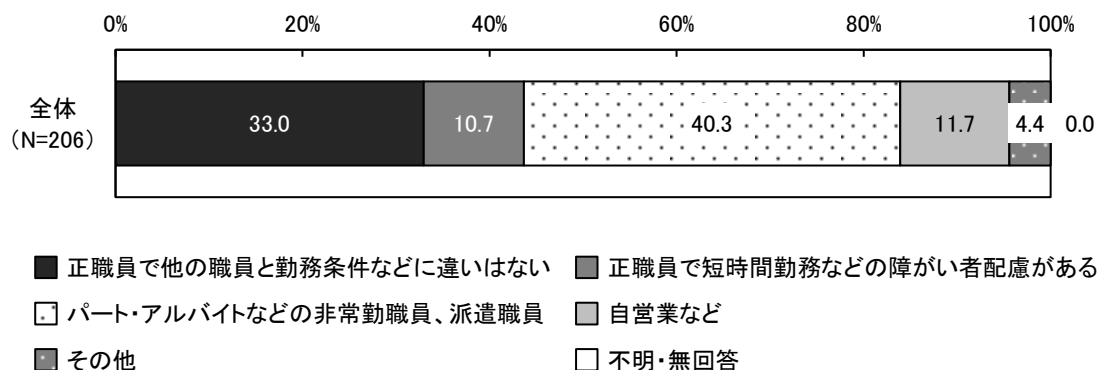
##### ①平日の日中の過ごし方（18歳以上）

平日の日中の過ごし方について、障がい種別で見ると、“身体障がい”“精神障がい”“難病”では「自宅で過ごしている」、「知的障がい」“発達障がい”では「福祉施設、作業所などに通っている」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	会社勤めや 自営業、内 職、家業など で収入を得 て仕事をして いる	ボランティア など、収入を 得ない仕事 をしている	専業主婦 (主夫)をし ている	福祉施設、 作業所など に通っている	病院などの デイケアに 通っている	リハビリテー ションを受け ている	自宅で過ご している
全 体	748 100.0	206 27.5	7 0.9	88 11.8	74 9.9	14 1.9	19 2.5	235 31.4
障 が い 種 別	身体障がい	480 100.0	122 25.4	6 1.3	69 14.4	14 2.9	10 2.1	17 3.5
	知的障がい	132 100.0	45 34.1	0 0.0	1 0.8	56 42.4	1 0.8	0 0.0
	精神障がい	123 100.0	32 26.0	0 0.0	15 12.2	12 9.8	4 3.3	1 0.8
	難病	80 100.0	20 25.0	2 2.5	12 15.0	3 3.8	2 2.5	4 5.0
	発達障がい	98 100.0	32 32.7	0 0.0	1 1.0	33 33.7	0 0.0	1 1.0
全 体	748 100.0	17 2.3	8 1.1	17 2.3	63 8.4			
障 が い 種 別	身体障がい	480 100.0	14 2.9	4 0.8	12 2.5	45 9.4		
	知的障がい	132 100.0	2 1.5	2 1.5	2 1.5	6 4.5		
	精神障がい	123 100.0	1 0.8	1 0.8	1 0.8	10 8.1		
	難病	80 100.0	3 3.8	1 1.3	2 2.5	5 6.3		
	発達障がい	98 100.0	1 1.0	3 3.1	1 1.0	4 4.1		

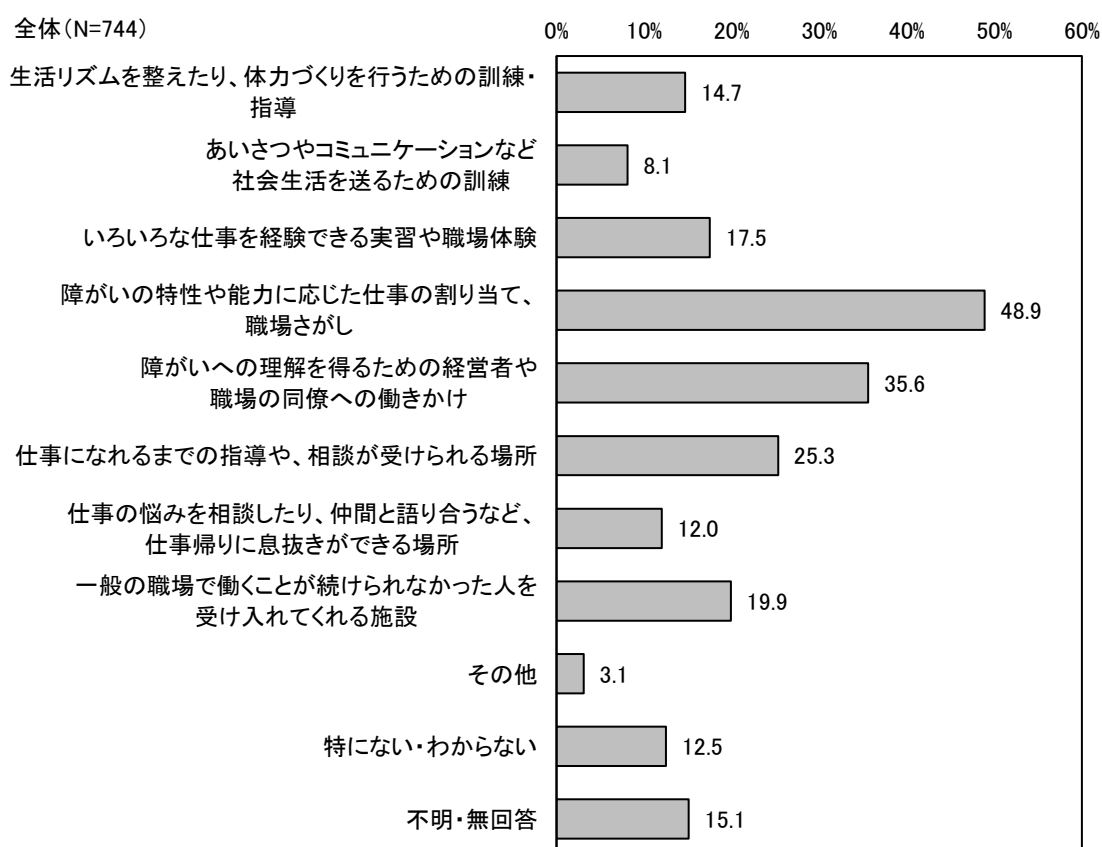
②「会社勤めや自営業、内職、家事などで収入を得て仕事をしている」と回答した人の勤務形態（18歳以上）

勤務形態についてみると、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が40.3%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が33.0%となっています。



③障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援（18歳以上）

障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援についてみると、「障がいの特性や能力に応じた仕事の割り当て、職場さがし」が48.9%と最も高く、次いで「障がいへの理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ」が35.6%となっています。





## ◆事業所アンケート・ワークショップ・団体ヒアリングより

### 【事業所アンケート回答より】

---

- ・就労支援を提供する事業所でも、送迎体制がない事業所もあり、自力通所できない人への支援が必要となっています。
- ・グループホーム入所者における日中活動先別の人数は「就労継続支援」が最も多く（12件）なっています。

### 【ワークショップ意見より】

---

- ・作業所で作成した商品の販売場所を学校・会社などへ拡大していく。
- ・学校や職場で当たり前障がいのある人が過ごせる環境をつくる。
- ・障がいのある人の働く場所や安心して過ごせる場所を増やす。

### 【団体ヒアリング回答より】

---

- ・受け入れ企業やその職員の障がい理解の向上を図る必要がある。
- ・定着するまでの支援体制を強化する必要がある。
- ・就労体験にチャレンジするハードルが高い。
- ・ジョブコーチの周知や充実が必要。

## 4 人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供について

前回計画策定時調査と比較し、差別や偏見、嫌がらせなどを感じた経験がないという人が多くなっています。しかし依然として、学校や職場において差別や偏見を感じることもあるという回答もみられます。そのため、イベントなどの交流機会を通して、学校や企業へ障がいに対する理解促進や啓発を進めていくことが重要です。

### ◆市民アンケート調査結果より

#### ①障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じた経験

障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じた経験について障がい種別でみると、いずれも「ない」が最も高くなっていますが、“精神障がい”“発達障がい”では、「たまにある」の回答割合も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	よくある	たまにある	ない	不明・ 無回答
全 体		737 100.0	44 6.0	134 18.2	497 67.4	62 8.4
障 が い 種 別	身体障がい	485 100.0	18 3.7	64 13.2	360 74.2	43 8.9
	知的障がい	120 100.0	10 8.3	34 28.3	66 55.0	10 8.3
	精神障がい	132 100.0	23 17.4	46 34.8	54 40.9	9 6.8
	難病	65 100.0	6 9.2	12 18.5	42 64.6	5 7.7
	発達障がい	83 100.0	12 14.5	33 39.8	34 41.0	4 4.8

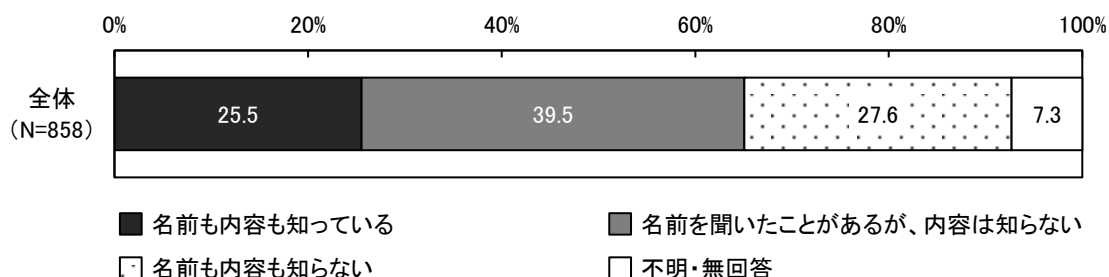
## ②差別や偏見を感じた場面や場所

差別や偏見を感じた場面や場所について障がい種別でみると、“知的障がい”“発達障がい”では「学校」、「身体障がい」“精神障がい”では「就職・職場・仕事」、「難病」では「就職・職場・仕事」「お店」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	学校	就職・職場・ 仕事	病院・医療 施設	福祉施設・ 福祉サービ ス事業所	お店	電車・バス・ タクシー
全 体		173 100.0	55 31.8	52 30.1	15 8.7	16 9.2	34 19.7	29 16.8
障 が い 種 別	身体障がい	50 100.0	8 16.0	17 34.0	8 16.0	6 12.0	9 18.0	13 26.0
	知的障がい	64 100.0	24 37.5	13 20.3	3 4.7	7 10.9	18 28.1	12 18.8
	精神障がい	45 100.0	11 24.4	18 40.0	4 8.9	3 6.7	9 20.0	5 11.1
	難病	19 100.0	2 10.5	6 31.6	3 15.8	4 21.1	6 31.6	4 21.1
	発達障がい	74 100.0	37 50.0	21 28.4	3 4.1	5 6.8	15 20.3	14 18.9
上段:件数 下段:%		合計	近所づきあ い・地域行 事	市役所	家を借りる時	結婚する時	その他	不明・無回 答
全 体		173 100.0	39 22.5	7 4.0	5 2.9	1 0.6	14 8.1	20 11.6
障 が い 種 別	身体障がい	50 100.0	15 30.0	3 6.0	2 4.0	1 2.0	6 12.0	3 6.0
	知的障がい	64 100.0	8 12.5	2 3.1	0 0.0	0 0.0	4 6.3	9 14.1
	精神障がい	45 100.0	13 28.9	2 4.4	2 4.4	0 0.0	6 13.3	7 15.6
	難病	19 100.0	5 26.3	2 10.5	0 0.0	0 0.0	1 5.3	2 10.5
	発達障がい	74 100.0	10 13.5	3 4.1	1 1.4	0 0.0	4 5.4	7 9.5

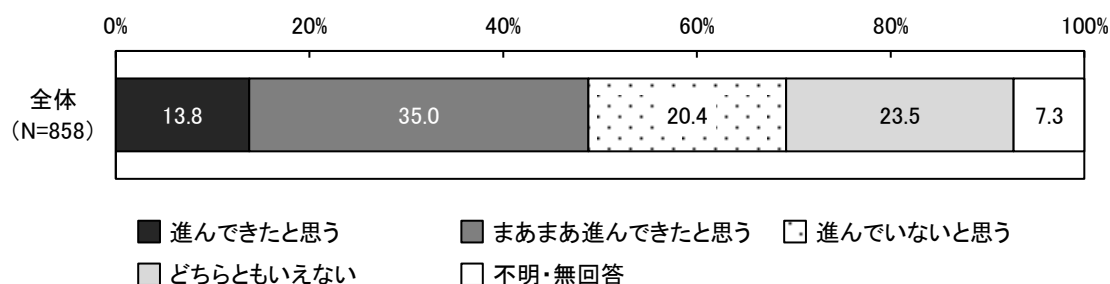
### ③成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についてみると、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が39.5%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が27.6%となっています。



### ④障がいのある人に対する理解は進んできたと思うか

障がいのある人に対する理解は進んできたと思うかについてみると、「まあまあ進んできたと思う」が35.0%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.5%となっています。



## ◆事業所アンケート・ワークショップ・団体ヒアリングより

### 【事業所アンケート回答より】

---

- ・事業所のサービスの質を向上させるために必要な支援について尋ねた設問では、約16%が「市民の理解を得るための周知・啓発」と回答しています。

### 【ワークショップ意見より】

---

- ・障がいのある人の特技や活動について、広報やY o u t u b e及びSNS等で発信。
- ・障がいテーマになっているドラマやテレビ等の身近な内容をもとに話し合う機会をつくる。
- ・学校教育の中での授業を行っていく。学ぶ場の整備。
- ・障がいのある人の生活を体験できる場の開催。
- ・スポーツ大会や作品展など、交流の機会を設ける。

### 【団体ヒアリング回答より】

---

- ・まだまだ地域や企業・家族からの理解が十分でないと感じる。
- ・障がいのある人（児）に関する正しい理解や情報の啓発活動が必要。
- ・地域や所属等での互いの顔が見える関係づくり。

## 5 安心・安全に暮らせる生活環境の整備について

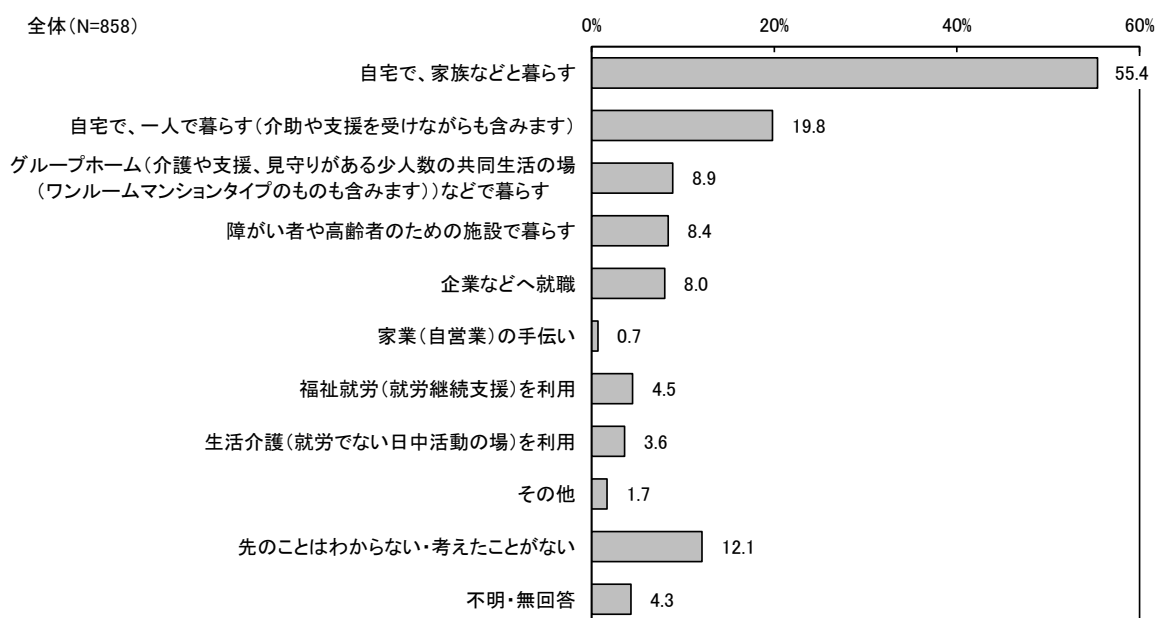
自宅での生活を希望する人が多くなっており、サービスが必要な時に利用できるような提供体制の確保や、在宅サービスの充実を図る必要があります。

近年、自然災害の脅威が拡大している中で、防災への関心が高まっており、東日本大震災以降、防災対策を見直す事業所が多くなっています。避難所でも障がい特性に応じた支援ができる体制づくりや日ごろからの連携が必要となっています。

### ◆市民アンケート調査結果より

#### ①今から10年経った時、どのように生活したいと思うか

今から10年経った時、どのように生活したいと思うかについてみると、「自宅で、家族などと暮らす」が55.4%と最も高く、次いで「自宅で、一人で暮らす（介助や支援を受けながらも含みます）」が19.8%となっています。



## ②地域で生活をするために必要な支援

地域で生活をするために必要な支援について障がい種別で見ると、“身体障がい”“知的障がい”“発達障がい”では「必要な福祉サービスが適切に利用できること」、「精神障がい」“難病”では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	家族の理解 と協力	必要な福祉 サービスが 適切に利用 できること	相談窓口な どの充実	障がいのあ る人に適し た住まいの 確保	日常生活に 関わる生活 訓練等の充 実	在宅で医療 的ケアなど が適切に受 けられること	
全 体	858 100.0	294 34.3	456 53.1	167 19.5	157 18.3	72 8.4	167 19.5	
障 が い 種 別	身体障がい	490 100.0	173 35.3	264 53.9	77 15.7	84 17.1	28 5.7	135 27.6
	知的障がい	189 100.0	62 32.8	100 52.9	43 22.8	60 31.7	32 16.9	17 9.0
	精神障がい	134 100.0	44 32.8	75 56.0	32 23.9	20 14.9	7 5.2	12 9.0
	難病	85 100.0	29 34.1	43 50.6	11 12.9	19 22.4	7 8.2	28 32.9
	発達障がい	173 100.0	63 36.4	95 54.9	36 20.8	45 26.0	28 16.2	7 4.0
上段:件数 下段:%	合計	経済的な負 担の軽減	地域住民な どの理解	コミュニケー ションにつ いての支援	緊急時の受 け入れ	その他	不明・無回 答	
全 体	858 100.0	415 48.4	80 9.3	97 11.3	200 23.3	13 1.5	40 4.7	
障 が い 種 別	身体障がい	490 100.0	221 45.1	26 5.3	33 6.7	130 26.5	4 0.8	22 4.5
	知的障がい	189 100.0	77 40.7	27 14.3	36 19.0	44 23.3	4 2.1	8 4.2
	精神障がい	134 100.0	92 68.7	13 9.7	17 12.7	22 16.4	2 1.5	8 6.0
	難病	85 100.0	51 60.0	5 5.9	5 5.9	25 29.4	0 0.0	3 3.5
	発達障がい	173 100.0	84 48.6	30 17.3	39 22.5	36 20.8	6 3.5	8 4.6

### ③台風や地震等の災害時に避難できるか

台風や地震等の災害時に避難できるかについて障がい種別で見ると、「身体障がい」「精神障がい」「難病」では「一人でできる」、「知的障がい」「発達障がい」では「誰かの声かけ・介助があればできる」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	一人でできる	誰かの声かけ・介助があればできる	できない	わからない	不明・無回答	
全 体	858 100.0	324 37.8	242 28.2	113 13.2	139 16.2	40 4.7	
障がい種別	身体障がい	490 100.0	209 42.7	127 25.9	62 12.7	69 14.1	23 4.7
	知的障がい	189 100.0	34 18.0	85 45.0	40 21.2	23 12.2	7 3.7
	精神障がい	134 100.0	52 38.8	24 17.9	15 11.2	39 29.1	4 3.0
	難病	85 100.0	28 32.9	22 25.9	18 21.2	13 15.3	4 4.7
	発達障がい	173 100.0	38 22.0	72 41.6	30 17.3	27 15.6	6 3.5

### ④避難所で過ごす場合に、不安に感じること

避難所で過ごす場合に、不安に感じることについて障がい種別で見ると、「身体障がい」では「トイレなどの設備が整っていない」、「知的障がい」「発達障がい」では「意思疎通がうまくできない」、「精神障がい」「難病」では「服用している薬が手に入らない」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	必要な配慮が得られない	意思疎通がうまくできない	周囲の目が気になる	プライバシーの配慮がされない	服用している薬が手に入らない	
全 体	858 100.0	197 23.0	185 21.6	197 23.0	215 25.1	246 28.7	
障がい種別	身体障がい	490 100.0	98 20.0	68 13.9	74 15.1	111 22.7	152 31.0
	知的障がい	189 100.0	62 32.8	88 46.6	67 35.4	41 21.7	33 17.5
	精神障がい	134 100.0	34 25.4	33 24.6	56 41.8	53 39.6	58 43.3
	難病	85 100.0	22 25.9	13 15.3	19 22.4	19 22.4	40 47.1
	発達障がい	173 100.0	55 31.8	80 46.2	65 37.6	46 26.6	27 15.6

上段:件数 下段:%	合計	トイレなどの設備が整っていない	迷惑をかけると思ってしまう	その他	特にない	不明・無回答	
全 体	858 100.0	289 33.7	237 27.6	60 7.0	130 15.2	94 11.0	
障がい種別	身体障がい	490 100.0	193 39.4	127 25.9	32 6.5	85 17.3	54 11.0
	知的障がい	189 100.0	49 25.9	72 38.1	15 7.9	20 10.6	19 10.1
	精神障がい	134 100.0	45 33.6	38 28.4	15 11.2	11 8.2	12 9.0
	難病	85 100.0	36 42.4	29 34.1	11 12.9	7 8.2	7 8.2
	発達障がい	173 100.0	40 23.1	63 36.4	22 12.7	17 9.8	13 7.5



### ⑤台風や地震等の災害時に何が必要だと思うか

台風や地震等の災害時に何が必要だと思うかについて障がい種別でみると、“精神障がい”では「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制の整備」、「難病」では「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所」「避難所生活における健康管理のための医師、看護師などの確保」、その他の種別では「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		合計	避難情報や 災害情報が 適確に伝わ る連絡体制 の整備	緊急時に避 難を介助して くれる人の確 保	障がいのあ る人や高齢 者に配慮し た避難場所	人工透析や 在宅酸素な どの専門的 な医療を受 けられる体 制の整備	医薬品、車 いすなどの 提供	手話通訳や ガイドヘル パーなどの 確保
全 体		858 100.0	372 43.4	260 30.3	391 45.6	73 8.5	215 25.1	42 4.9
障 が い 種 別	身体障がい	490 100.0	211 43.1	150 30.6	231 47.1	66 13.5	145 29.6	27 5.5
	知的障がい	189 100.0	80 42.3	84 44.4	102 54.0	6 3.2	29 15.3	13 6.9
	精神障がい	134 100.0	65 48.5	32 23.9	61 45.5	6 4.5	42 31.3	5 3.7
	難病	85 100.0	30 35.3	28 32.9	38 44.7	20 23.5	31 36.5	7 8.2
	発達障がい	173 100.0	72 41.6	66 38.2	90 52.0	5 2.9	26 15.0	10 5.8
上段:件数 下段:%		合計	避難所生活 においてプ ライバシー を守る対 策	避難所生活 における健 康管理のた めの医師、 看護師など の確保	市に対する 要援護者とし ての登録	その他	特にな い	不明・無回 答
全 体		858 100.0	308 35.9	295 34.4	72 8.4	17 2.0	76 8.9	60 7.0
障 が い 種 別	身体障がい	490 100.0	168 34.3	186 38.0	41 8.4	9 1.8	44 9.0	27 5.5
	知的障がい	189 100.0	64 33.9	48 25.4	20 10.6	3 1.6	13 6.9	13 6.9
	精神障がい	134 100.0	63 47.0	53 39.6	12 9.0	4 3.0	7 5.2	12 9.0
	難病	85 100.0	26 30.6	38 44.7	10 11.8	3 3.5	4 4.7	5 5.9
	発達障がい	173 100.0	73 42.2	38 22.0	22 12.7	7 4.0	10 5.8	10 5.8

## ◆事業所アンケート・ワークショップ・団体ヒアリングより

### 【事業所アンケート回答より】

---

- ・東日本大震災以降、防災対策を見直した事業所は約8割となっています。また、利用者の安否確認の方法を定めている事業所も約8割となっています。
- ・災害発生時に利用者を安全に避難させる対策を立てている事業所は約8割となっています。

### 【ワークショップ意見より】

---

- ・バリアフリーのまちづくりを進める。
- ・地域における交通手段の充実。
- ・支援する側の人材確保。

### 【団体ヒアリング回答より】

---

- ・地域で生活する障がい児者の災害発生時の対策や対応について不安の声がある。
- ・災害時の対応を行う部門を含むネットワークづくりや情報共有、避難シミュレーションの実施が必要。
- ・個別避難計画の作成支援に取り組む。
- ・障がいのある人やその家族が、安心して暮らすことができるように、地域での理解を深め、支援の輪を広げる。
- ・誰もが地域で安心して外出できる環境や手段の確保に向けた検討。

## 第4章 計画の方向性

### 1 基本理念

障がいの有無にかかわらず、

共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、

互いに助け合い支え合えるまち 交野

本市では、これまでも障がいのある人もない人も社会の一員として認められ、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが尊重されるまちづくりを進めてきました。また、多様化し、変化する障がいのある人やその家族のニーズに対しては、行政や事業所、関連団体等の連携を強化することにより、必要な人に必要な支援が届く支援体制の構築を図ってきました。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決にも取り組むために、第4次障がい者（児）福祉長期計画で掲げた「障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、互いに助け合い支え合えるまち 交野」という基本理念を引き継ぎ、まち全体で障がい者（児）施策の取り組みを推進していきます。

## 2 基本的視点

本市の障がい福祉施策及び本計画を推進していく上で、以下3つの基本的視点を定めます。

基本的視点は「障害者権利条約」や「障害者基本法」における基本的な理念・原則に基づくものであり、交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画における基本的視点との整合を図った内容としています。

### **(1) 障がい当事者の権利の尊重と参加・選択の機会確保及び当事者家族の支援**

障がいのある人の権利を尊重し、社会参加・選択の意思決定を支援していく視点から、当事者の意思を適切に把握し、また、自身の意思を表明しやすい環境を整備するとともに、適切なサービスの利用につながる支援に取り組むことで、就労・雇用・福祉サービスをはじめ、社会生活のあらゆる場面で障がいのある人の権利尊重や多様な形での社会参加の支援を図ります。

また、障がいのある人だけでなく、その家族のニーズや悩みを把握し、支援につなげられる仕組みづくりに努めます。

### **(2) 必要とするサービスが届く相談体制及び支援体制の整備**

誰もが必要なサービスを受けられる体制、障がい特性やライフステージ、生活環境の変化に応じた適切なサービスを利用できる相談支援体制を構築するために、総合的・重層的な相談体制（地域の相談等を受け止め、対応及びつなぐ機能、多機関協働の中核的機能、伴走支援を中心的に担う機能）を構築していきます。

障がいの重度化・障がいのある人の高齢化等で多様化するニーズや、医療的ケアが必要な人、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等への個別・専門的なニーズに対応するため、支援体制の整備と人材の確保、必要な支援が受けられる体制確保と情報提供を進めます。

また、精神科入院者や施設入所者等の地域移行を促進し、自立した生活を継続していけるよう、相談支援と就労支援の連携支援や地域における居住支援等の充実に取り組むとともに、事業所や当事者家族への支援を行える体制の整備に努めます。

### **(3) 社会的障壁の除去・軽減、合理的配慮の提供による共生社会の実現**

障がいのある人が、地域で自分らしく暮らし続けるため、自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮する環境整備が求められます。障がい福祉サービスの充実に努めると同時に、地域における理解促進や、合理的配慮の提供など社会的障壁の除去や軽減につながる取り組みを実施し、社会参加に向けた支援や共生社会の実現に向けた働きかけを進めます。

支援体制の整備拡充や重層的な相談支援体制の構築により、障がいのある人の選択の機会を拡大し、誰もが社会の一員として尊重され、互いに助け合い支え合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

# 第5章 本計画で目指すこと

## 1 障がい福祉計画の第6期実績と第7期成果目標

### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

第6期において、地域生活に移行する人数は2人、施設入所者数の減少1人を目標としていました。令和4年度末の実績は地域移行者数、施設入所者数の減少、目標値をいずれも達成しています。地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、自立訓練とその他の施設を考慮した上で、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

#### ■第6期実績

	本市目標	令和4年度末実績
① 地域生活に移行する人数	2人	3人
② 施設入所者数の減少	1人	3人

#### ■第7期目標

国の 目標設定 の考え方	① 地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	② 施設入所者数の削減 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。
大阪府の 目標設定 の考え方	① 地域生活に移行する人数 入所期間有期限の自立訓練とそれ以外の施設を考慮し、日中活動を主に生活介護を利用している重度障がい者の地域移行が鈍化している状況を鑑みた上で、国の基本指針に沿った目標設定とする。
	② 施設入所者数の削減 国の基本指針に沿いつつ、障がい者支援施設が今後地域の障がい者や家族の地域生活の為の役割（集中支援機能・緊急時生活支援機能）を果たしていくことを踏まえ、一定の施設入所サービスを見込んだ上で、令和4年度末時点の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本とする。
本市の 目標設定 の考え方	① 地域生活に移行する人数 大阪府の目標設定の考え方に基づき、日中活動を主に生活介護を利用している重度障がい者の状況を鑑みた上で、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数(33人)の6%以上が地域移行するものとして目標を設定する。また、自立訓練利用者と生活介護利用者の内訳を設定する。

	<b>② 施設入所者数の減少</b> 大阪府の目標設定の考え方に基づき、障がい者支援施設が今後地域の障がい者や家族の地域生活の為の役割（集中支援機能・緊急時生活支援機能）を果たしていくことを踏まえ、一定の施設入所サービスを見込んだ上で、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数（33人）の1.7%以上の減少を目標として設定する。	
本市の 目標	① 地域生活に移行する人数	2人 内訳（自立訓練利用者1人） （生活介護利用者1人）
	② 施設入所者数の減少	1人
	令和4年度末の施設入所者数	33人

▼本市の方向性や取り組み

- ・福祉施設から地域生活への移行及び地域移行後の自立した生活の継続に向け、地域移行支援や地域定着支援等のサービス提供体制の確保・充実を図る。
- ・グループホームの整備等、地域における居住の場確保に努める。
- ・地域移行に課題を有する例等について、自立支援協議会等にて検討協議を図る。
- ・地域における理解促進の取り組みを継続する。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期実績において、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率については、府下状況として、新型コロナの影響を受けた入院の長期化傾向が継続しており、いずれも目標値を達成できていない状況があります。引き続き、障がい者の精神病床からの退院促進を図り、地域移行や定着を推進する為、退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

### ■第6期実績

		本市目標	令和4年度末実績
① 精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		316日以上	算出データ無
② 精神病床における1年以上の長期入院患者数		23人	33人
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	69%以上	23.4%
	入院後6か月時点	86%以上	37.5%
	入院後1年時点	92%以上	48.4%

### ■第7期目標

国の 目標設定 の考え方	① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和8年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日とすることを基本とする。
	② 精神病床における1年以上の長期入院患者数 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上・65歳未満)を目標値として設定する。
	③ 精神病床における早期退院率 令和8年度における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。
大阪府の 目標設定 の考え方	② 精神病床における1年以上の長期入院患者数 府下状況として、コロナ禍以降の影響を受け長期入院患者の減少率が停滞しており、令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人を目標値とし、65歳以上と65歳未満の区分は設けない。また、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定する。 その他(①・③)の目標は、国の基本指針に沿った目標設定とする。

本市の 目標設定 の考え方	① 精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 国の基本指針・大阪府の成果目標の考え方に基づき、令和8年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を326日以上として目標設定する。		
	② 精神病床における1年以上の長期入院患者数 大阪府の成果目標である目標値(8,193人)を府内各市町村における1年以上の長期入院患者数で按分した人数を目標として設定する。		
	③ 精神病床における早期退院率 国の基本指針及び大阪府の成果目標の考え方に基づき、目標設定する。		
本市の 目標	① 精神障がいのある人の精神病床から退院1年以内の地域における平均生活日数	326日以上	
	② 精神病床における1年以上の長期入院患者数	30人	
	③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	68.9%以上
		入院後6か月時点	84.5%以上
入院後1年時点		91.0%以上	

※関連する活動目標については、「その他活動指標にかかる実績と見込み」の頁(P.88～)に記載しています。

#### ▼本市の方向性や取り組み

- ・ 自立支援協議会における保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、地域資源や支援体制にかかる課題抽出・協議、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた体制づくり、普及啓発等を進める。



### (3) 地域生活支援の充実

本市においては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける為、自立支援協議会におけるワーキンググループによる協議を経て、高齢化や障がいの重度化、「親なき後」を見据えてさまざまな支援が切れ目なく受けられるよう、地域生活支援拠点等の面的整備を進めています。第6期実績として、緊急時の受け入れ機能及び、体験の機会・場の機能を整備し、目標を達成しており、第7期計画においては、拠点機能の充実や、強度行動障がい有する人の支援体制整備に向け、新たに以下の目標を設定します。

#### ■第6期実績

項目	本市目標	令和5年度末実績
地域生活拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の機能の充実を図るとともに、年1回以上の運用状況の検証・検討を行う。	地域生活拠点等の機能の内、緊急時受け入れ機能・体験の機会・場の機能を整備し、運用状況の検証を行った。

※令和5年度は実績見込み

#### ■第7期目標

国の目標設定の考え方	① 地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
	② 強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
大阪府の目標設定の考え方	① 地域生活支援拠点等の充実 国の基本指針に沿った目標設定とする。
	② 強度行動障がい有する者への支援体制の整備【新規】 国の基本指針に沿った目標を推進するため、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施し、また、各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施する。
本市の目標設定の考え方	① 地域生活支援拠点等の充実 国の基本指針及び大阪府の成果目標の考え方に基づき、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能整備及びコーディネーターの配置について、整備を進める。
	② 強度行動障がい有する人への支援体制の整備【新規】 国の基本指針及び大阪府の成果目標の考え方に基づき、市における支援体制整備に向け、強度行動障がい有する人の実情や支援サービスに関する調査を実施する。

本市の 目標	① 地域生活支援拠点等の充実	継続実施（整備済）・ 機能拡充
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回以上
	② 強度行動障がい有者への支援体制の整備	実情や必要な支援体制につ いての調査を実施し、市に おける支援体制を検討

※関連する活動目標については、‘その他活動指標にかかる実績と見込み’の頁(P.89～)に記載しています。

▼本市の方向性や取り組み

- ・ 自立支援協議会との連携を図りながら、地域生活支援拠点等における3機能（相談機能・人材確保機能・地域づくり機能）の整備やコーディネーター機能の拡充に取り組む。
- ・ 地域における強度行動障がい有者に必要な支援体制について、調査等を実施し、市における支援体制のあり方について検討する。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市において、福祉的就労から一般就労への移行が課題となっており、第6期実績として、自立支援協議会部会における協議及び、庁内インターンシップによる職場体験の機会提供に取り組んでいます。しかし、実績推移としては一般就労移行者数の伸びが鈍化しており、いずれも目標値を達成できていない状況がある為、第7期において課題整理を行った上で、各目標値の設定を行います。

#### ■第6期実績

項目	本市目標	令和3年度末実績
一般就労への移行者数	20人	17人
うち、就労移行支援事業からの移行	16人	13人
うち、就労継続支援A型事業からの移行	2人	0人
うち、就労継続支援B型事業からの移行	2人	4人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用割合	7割	6割
就労定着支援事業所における就労定着率	7割以上	—
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	11,320円	11,516円

※大阪府の目標設定の考え方にに基づき、第6期実績の参照データは令和3年度末実績値としています。

#### ■第7期目標

国の 目標設定 の考え方	① 一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア. 就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	イ. 就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
	ウ. 就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
	② 就労移行支援事業所数【新規】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
③ 就労定着支援事業所利用者数 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	
④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。	

大阪府の 目標設定 の考え方	② 就労移行支援事業所数 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを基本とする。 その他（①、③～④）の目標は、国の基本指針に沿った目標設定とする。	
	⑤ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額【大阪府独自目標】 管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえて、目標設定を行う。	
本市の 目標設定 の考え方	① 一般就労への移行者数 国の基本指針・大阪府の目標設定の考え方に基づき、令和8年度中の一般就労への移行者数を、令和3年度移行者実績数の1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業からの移行者数を実績数の1.31倍以上（ア）、就労継続支援A型事業からの移行者数を実績数の1.29倍以上（イ）、就労継続支援B型からの移行者数を実績数の1.28倍以上（ウ）とする。	
	② 就労移行支援事業所数 国の基本指針・大阪府の目標設定の考え方に基づき、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを基本とする。	
	③ 就労定着支援事業所利用者数 国の基本指針・大阪府の目標設定の考え方に基づき、令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	
	④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 国の基本指針・大阪府の目標設定の考え方に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。	
	⑤ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額【大阪府の考え方に基づく目標値】 大阪府の目標設定の考え方を踏まえた上で、令和4年度の工賃平均実績額を基に目標設定を行う。	
本市の 目標	① 一般就労への移行者数	26人
	ア. 就労移行支援事業	18人
	イ. 就労継続支援A型事業	2人
	ウ. 就労継続支援B型事業	6人
	② 就労移行支援事業所数の割合【新規】	6割
	③ 就労定着支援事業所利用者数	19人
④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	(25%以上)	
⑤ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	12,119円	

※⑤目標額は、令和4年度実績：12,118円を基に設定しています。

▼本市の方向性や取り組み

---

---

- ・ 自立支援協議会における就労支援部会等を通じた研修等の実施や、効果的なインターンシップの実施により、就労へのイメージづくりや就労支援体制の強化に取り組む。
  - ・ 啓発活動やハローワーク等との連携により、障がいのある人の就労における、特性や個別の環境整理のあり方について検討し、働きやすい環境づくりの促進を図る。
- 
-

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

第2期実績において、新たに児童発達支援センターの設置及び、医療的ケア児支援にかかる体制の整備について進め、目標を達成しています。重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後児童デイサービスの市内事業所確保については、目標を達成できていない点を踏まえて目標を設定します。

### ■第2期実績

項目	本市目標	令和5年度末実績
児童発達支援センターの設置	1か所設置。	令和3年度より、児童発達支援センターを設置済み。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築済み。児童発達支援センターや事業所等を含む保育所等訪問支援の利用促進に向けた体制を構築する。	児童発達支援センター及び関係課等との連携によって利用促進の体制を構築済み。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所を確保。	いずれも圏域内には設置があるが、市内には設置がなく、確保に至っていない。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場設置済み。引き続き関係機関との連携を図る。	自立支援協議会にて、関係機関協議の場の設置がある。
医療的ケア児等コーディネーターの設置	医療的ケア児等コーディネーターを1名配置。	令和5年度より、医療的ケア児等コーディネーターを1名配置済み。

※令和5年度は実績見込み

### ■第3期目標

国の 目標設定 の考え方	<p>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
	<p>② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p>

	<p>③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>	
大阪府の目標設定の考え方	<p>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>国の基本指針に沿った目標設定とする。</p>	
	<p>② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>国の基本指針に沿った目標設定とする。市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定する。</p>	
	<p>③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>関係機関等が連携を図るための協議の場を設置済みの市町村においては、協議の場の活性化を図る。また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて配置することを基本とする。</p>	
本市の目標設定の考え方	<p>① 児童発達支援センターの設置</p> <p>1か所整備済み。重層的な地域支援体制及び障がい児の社会参加・包容（インクルージョン）推進に向け、必要な体制整備を検討。</p>	
	<p>保育所等訪問支援の充実</p> <p>実施体制構築済み。充実に向けさらなる体制整備を検討。</p>	
	<p>② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>大阪府の目標設定の考え方・目標値に基づき、市内に1か所以上確保とする。</p>	
	<p>③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>1名配置済み。大阪府の目標設定の考え方に基づき、本市における状況等を加味した上で、福祉関係・医療関係を問わず1名とし、体制について検討を行う。</p>	
本市の目標	児童発達支援センターの設置	継続実施（1か所設置済）
	保育所等訪問支援の実施	維持（実施済）
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に1か所以上
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に1か所以上
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	継続実施（設置済）
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	継続配置（1名配置済）

---

## ▼本市の方向性や取り組み

---

- ・児童発達支援センターとの連携及び保育所等訪問支援の利用促進により、障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築を図り、地域社会への参加やインクルージョンを推進する。
  - ・主として重症心身障がい児を対象とした児童発達支援・放課後等デイサービスの市内事業所確保に向けて実施している補助等の内容検討等を行う。
  - ・医療的ケア児を含む重症心身障がい児等の支援体制として、医療的ケア児等コーディネーターを主軸とした連携体制整備により、個々に細やかな調整が必要となる医療と福祉の連携や他職種との調整、障がいのある子どもの育ち・暮らし・家族支援について、課題解決に向けた支援やフォローができる体制の充実を図る。
  - ・自立支援協議会における関係機関の協議の場にて、医療的ケア児支援のための資源開発や課題抽出に取り組む。
-



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

第6期において、基幹相談支援センターを1か所直営で設置し、相談支援体制の充実・強化及び地域における相談支援の中核機関としての機能整備に取り組みました。引き続き基幹相談支援センターを主軸とした総合的・専門的な相談支援の実施及び、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、目標を設定します。

### ■第6期実績

項目	本市目標	令和5年度末実績
基幹相談支援センターの設置	1か所設置。	令和3年度より、直営にて1か所設置済み。

### ■第7期目標

国の目標設定の考え方	<b>相談支援体制の充実・強化等</b> 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターを設置することを基本とする。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。	
大阪府の目標設定の考え方	<b>相談支援体制の充実・強化等</b> 国の基本指針に沿った目標設定とする。	
本市の目標設定の考え方	<b>相談支援体制の充実・強化等</b> 1か所設置済み。基幹相談支援センターの体制やあり方について検討しながら、引き続き相談支援体制の充実・強化を図る。	
本市の目標	基幹相談支援センターの設置	継続実施（1か所設置済）
	基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	継続実施
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施
	地域の相談機関との連携強化の取り組み	継続実施
	個別事例の支援内容の検証【新規】	実施
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置【新規】	継続実施
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【新規】	継続実施
	協議会の専門部会の設置【新規】	継続実施

※関連する活動目標については、「その他活動指標にかかる実績と見込み」の頁(P.90～)に記載しています。

---

---

#### ▼本市の方向性や取り組み

- ・重層的支援体制整備事業等との連携により、総合的な相談支援体制の充実を図る。
  - ・自立支援協議会の部会を通じた計画支援専門員の支援・バックアップ体制確保による基幹相談支援センターの機能強化に取り組む。
  - ・本市のセルフプラン率等を参考とした上で、調査等により現状における相談支援専門員の充足状況を把握し、必要な人が相談支援につながる体制づくりと相談支援専門員の確保に向けた支援を検討する。
  - ・専門支援及び、地域の主任相談支援員等との連携により、相談支援専門員の人材育成や抱え込みを防ぐ。
  - ・自立支援協議会の活性化により、個別事例検討等を通して明らかにした課題について検討できる体制づくりを進める。
- 
-

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

第6期において、職員等の障がい福祉サービス等にかかる各種研修への参加や、指定指導権者である大阪府との協力・連携を図る等、障がい福祉サービス等の質向上に取り組みました。第7期においても、体制構築を継続し、サービスの質の向上を図る為に目標を設定します。

### ■第6期実績

項目	本市目標	令和5年度末実績
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築	障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築を図る。	各年度において、障がい福祉サービス等にかかる各種研修への参加や、指定指導権者である大阪府との連携等により、適正化に努めた。

### ■第7期目標

国の 目標設定 の考え方	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	
大阪府の 目標設定 の考え方	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適切な指導監査等の実施等について目標設定すること。	
本市の 目標設定 の考え方	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築 国の基本指針・大阪府の目標設定の考え方に基づき、報酬審査体制強化等の取り組み、指定指導権者との協力連携、障がい福祉サービス等にかかる研修の実施に取り組む。	
本市の 目標	障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用	継続実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施

※関連する活動目標については、‘その他活動指標にかかる実績と見込み’の頁(P.92～)に記載しています。

### ▼本市の方向性や取り組み

- ・報酬審査事務について、効率的に市町村審査が可能となるような体制強化に取り組む。
- ・指定指導権者である大阪府との連携・協働により、適正なサービス提供と質の確保に取り組む。
- ・障がい福祉サービス等にかかる各種研修を実施する。

## 2 障がい福祉サービスの実績と見込み

### (1) 訪問系サービス

障がいのある人が在宅でサービスを受けながら生活を継続していけるよう、また、介護者等が安心して介護を続けることができるよう、サービスの充実を図ります。

#### ①居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯等の家事援助を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由等により、日常生活全般に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。

#### ③同行援護

視覚障がいにより、移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の支援を行います。

#### ④行動援護

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難がある人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。

#### ⑤重度障がい者等包括支援

常時介護が必要で意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢麻痺や寝たきりの状態の障がいのある人及び知的障がい、精神障がいで行動することに困難が伴う障がいのある人に対して、訪問系サービスや日中活動系サービス等、複数のサービスを包括的に行います。

#### 活動指標の単位について

- ・人／月…年間実利用者数合計の月平均人数
- ・時間／月…年間利用時間数合計の月平均時間数
- ・人日／月…年間利用日数（泊数）合計の月平均日数

## ①居宅介護

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障がい者	見込量	65	2,331	65	2,331	65	2,331
	実績	75	2,569	73	2,598	77	2,525
知的障がい者	見込量	27	284	27	284	27	284
	実績	33	278	36	219	36	322
精神障がい者	見込量	81	1,335	84	1,384	87	1,434
	実績	89	1,273	94	1,265	97	1,377
難病	見込量	4	86	5	108	6	129
	実績	3	38	2	32	2	33
障がい児	見込量	3	87	3	87	3	87
	実績	2	40	2	31	2	38
合計	見込量	180	4,123	184	4,194	188	4,265
	実績	202	4,198	207	4,145	214	4,295

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	79	81	83
	時間/月	2,705	2,774	2,842
知的障がい者	人/月	39	42	45
	時間/月	312	336	359
精神障がい者	人/月	103	109	116
	時間/月	1,480	1,566	1,666
難病	人/月	2	2	2
	時間/月	29	29	29
障がい児	人/月	2	2	2
	時間/月	47	47	47
合計	人/月	225	236	248
	時間/月	4,573	4,752	4,943

居宅介護については、第6期実績として、利用人数・利用時間数ともに、身体・知的・精神障がい者は実績値が見込量を達成していますが、難病・障がい児の実績値は見込量を下回っています。過去実績平均等から第7期見込量を設定しています。

## ②重度訪問介護

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障がい者	見込量	2	170	2	170	2	170
	実績	1	171	2	176	4	290
知的障がい者	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	2	170	2	170	2	170
	実績	1	171	2	176	4	290

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	4	5	5
	時間/月	314	338	363
知的障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	4	5	5
	時間/月	314	338	363

重度訪問介護については、重度の肢体不自由者等が実利用者となっており、第6期は利用人数・利用時間数ともに実績値がほぼ見込量を達成しています。今後、介護者の高齢化や重度障がいのある人が地域で生活される環境の多様化等も見据え、第7期見込量を設定しています。

### ③同行援護

#### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障がい者	見込量	33	932	33	932	33	932
	実績	23	554	21	570	20	563
障がい児	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	33	932	33	932	33	932
	実績	23	554	21	570	20	563

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

		見込量			
		令和	6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月		21	23	25
	時間/月		542	594	646
障がい児	人/月		0	0	0
	時間/月		0	0	0
合計	人/月		21	23	25
	時間/月		542	594	646

同行援護については、第6期実績において、利用人数・利用時間数ともに見込量の6割程度の実績値にとどまっています。第6期計画での見込量設定時点での乖離及び、令和3年度に転出等で利用者が減少したことが一因と思われます。今後の状況等を見据え、第7期見込量を設定しています。

#### ④行動援護

##### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
知的障がい者	見込量	1	85	1	85	1	85
	実績	1	122	2	171	3	207
精神障がい者	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	1	11
障がい児	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	1	85	1	85	1	85
	実績	1	122	2	171	4	218

※令和5年度は実績見込値

##### ■第7期見込量

		見込量			
		令和	6年度	7年度	8年度
知的障がい者	人/月		4	4	5
	時間/月		354	354	443
精神障がい者	人/月		1	1	1
	時間/月		11	11	11
障がい児	人/月		0	0	0
	時間/月		0	0	0
合計	人/月		5	5	6
	時間/月		365	365	454

行動援護については、第6期にて利用人数・利用時間数、いずれも実績値が見込量を達成しています。引き続き、重度障がいのある人の地域での暮らしを見据え、第7期見込量を設定しています。



## ⑤重度障がい者等包括支援

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障がい者	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
障がい児	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
合計	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

重度障がい者等包括支援については、第6期にて利用実績はありませんでした。要因としては、本事業を実施する事業所自体が少なく、本市に事業所がないことが挙げられます。これまでの実績等を踏まえて、第7期見込量は0で設定しています。

## (2) 短期入所

障がいのある人の生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、サービスの充実を図ります。

### 短期入所

障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の身体介護や生活上の支援を行います。

### 短期入所

#### ■第6期実績

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	見込量	27	193	28	200	29	207
	実 績	19	124	16	122	19	150
知的障がい者	見込量	35	225	36	231	37	237
	実 績	22	146	27	162	32	182
精神障がい者	見込量	2	27	2	27	2	27
	実 績	2	16	2	20	2	6
障がい児	見込量	4	9	4	9	4	9
	実 績	3	8	7	20	8	18
重度障がい者 【再掲】【新規】	見込量	-	-	-	-	-	-
	実 績	9	68	9	66	10	90
合 計	見込量	68	454	70	467	72	480
	実 績	46	294	52	324	61	356

※令和5年度は実績見込値

## ■第7期見込量

	令和	見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人／月	21	23	25
	人日／月	153	167	182
知的障がい者	人／月	33	35	37
	人日／月	202	214	226
精神障がい者	人／月	2	2	2
	人日／月	14	14	14
障がい児	人／月	9	10	11
	人日／月	23	26	28
重度障がい者 【再掲】【新規】	人／月	9	9	9
	人日／月	68	68	68
合 計	人／月	65	70	75
	人日／月	392	421	450

※表中の「重度障がい者」とは、  
遷延性意識障がいや重症心身  
障がい、強度行動障がい等によ  
り常時介護を要する障がいの  
ある方を指します。

短期入所については、第6期においては概ね見込量に満たない実績値となっている状況がありますが、各調査結果等から市内の短期入所の資源充足についての声があることや、障がいのある人の地域生活を支える資源整備に向けて、第7期見込量を設定しています。新規項目の重度障がい者については、令和4年度の実績値から推計して見込量を設定しています。

### (3) 日中活動系サービス

障がいのある人の生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、自立訓練の提供や就労に向けた支援の充実を図ります。

#### ①生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や日常生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等の訓練を行います。

#### ③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴・排せつ・食事等に関する日常生活能力向上のための支援等を行います。

#### ④就労選択支援【新規】

就労アセスメントの手法を活用し、障がいのある人自身が本人の希望や能力・適性等に応じてより良い就労先選択ができるように支援します。

#### ⑤就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ⑥就労継続支援A型

一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に対し、働く機会の提供、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ⑦就労継続支援B型

雇用契約に基づく就労が困難な人に対し、働く場の提供、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ⑧就労定着支援

就労の継続を図るための企業・関係機関との連絡調整や、就業に伴う生活面の課題に対する支援を行います。

#### ⑨療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行います。

## ①生活介護

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	見込量	77	1,401	77	1,401	77	1,401
	実績	80	1,461	81	1,504	79	1,435
知的障がい者	見込量	81	1,573	82	1,592	83	1,611
	実績	81	1,550	87	1,647	91	1,744
精神障がい者	見込量	11	154	13	182	16	224
	実績	9	141	9	154	9	163
重度障がい者 [再掲]【新規】	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	29	536	29	540	27	515
合計	見込量	169	3,128	172	3,175	176	3,236
	実績	170	3,152	177	3,305	179	3,342

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	79	79	79
	人日/月	1,437	1,437	1,437
知的障がい者	人/月	94	97	100
	人日/月	1,799	1,856	1,914
精神障がい者	人/月	10	11	12
	人日/月	158	174	190
重度障がい者 [再掲]【新規】	人/月	29	30	30
	人日/月	538	556	556
合計	人/月	183	187	191
	人日/月	3,394	3,467	3,541

※表中の「重度障がい者」とは、遷延性意識障がいや重症心身障がい、強度行動障がい等により常時介護を要する障がいのある方を指します。

生活介護については、利用人数・利用日数ともに第6期実績値が概ね見込量を上回っている状況があり、第6期実績値から推計した第7期見込量を設定しています。新規項目の重度障がい者についても、同様に第6期実績値から推計して見込量を設定しています。

## ②自立訓練（機能訓練）

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	実績	1	19	1	3	1	3
知的障がい者	実績	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	実績	0	0	0	0	0	0
合計	実績	1	19	1	3	1	3

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	14	14	14
知的障がい者	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
合計	人/月	1	1	1
	人日/月	14	14	14

自立訓練については、本計画より大阪府の考え方に基づいて、機能訓練利用者と生活訓練利用者とを分けて見込量を設定しています。よって、第6期分は実績値のみを記載しています。自立訓練（機能訓練）については、第6期実績値から第7期見込量を推計し設定しています。

### ③自立訓練（生活訓練）

#### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	実績	1	13	2	27	1	18
知的障がい者	実績	5	98	4	60	3	56
精神障がい者	実績	6	82	3	46	5	96
合計	実績	12	193	9	133	9	170

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	12	12	12
知的障がい者	人/月	3	3	3
	人日/月	53	53	53
精神障がい者	人/月	6	7	8
	人日/月	86	101	115
合計	人/月	10	11	12
	人日/月	151	166	180

自立訓練（生活訓練）については、第6期実績値から推計して第7期見込量を設定しています。

精神障がい者に関しては、管内の資源状況変化等の背景を踏まえた設定としています。

### ④就労選択支援【新規】

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	-	0	0
知的障がい者	人/月	-	0	0
精神障がい者	人/月	-	2	5
合計	人/月	-	2	5

就労選択支援については法改正に伴う令和7年度施行予定サービスであり、第7期見込量は令和7年度以降の就労継続支援B型見込量を基に推計し、設定しています。

## ⑤就労移行支援

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	見込量	4	65	4	65	4	65
	実績	2	26	3	34	3	36
知的障がい者	見込量	4	86	4	86	4	86
	実績	4	67	4	59	5	86
精神障がい者	見込量	18	293	19	309	20	326
	実績	16	250	24	375	21	326
合計	見込量	26	444	27	460	28	477
	実績	22	343	31	468	29	448

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

		見込量		
		令和 6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	3	3	3
	人日/月	43	43	43
知的障がい者	人/月	5	5	5
	人日/月	90	90	90
精神障がい者	人/月	23	25	27
	人日/月	362	394	425
合計	人/月	31	33	35
	人日/月	495	527	558

就労移行支援については、第6期は利用人数・利用日数ともに実績値が概ね見込量を達成している状況があり、第6期実績値の伸び率を考慮し、第7期見込量を推計し設定しています。



## ⑥就労継続支援A型

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	見込量	5	103	5	103	5	103
	実績	5	101	6	107	7	124
知的障がい者	見込量	11	226	13	267	15	309
	実績	13	244	13	261	13	219
精神障がい者	見込量	13	264	14	285	15	305
	実績	22	428	25	462	27	508
合計	見込量	29	593	32	655	35	717
	実績	40	773	44	830	47	851

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	8	9	10
	人日/月	154	173	192
知的障がい者	人/月	14	15	16
	人日/月	265	284	303
精神障がい者	人/月	29	31	33
	人日/月	552	590	628
合計	人/月	51	55	59
	人日/月	971	1,047	1,123

就労継続支援A型については、第6期は利用人数・利用日数ともに実績値が見込量を達成しており、第6期実績値の伸び率を考慮し、第7期見込量を推計し設定しています。

## ⑦就労継続支援B型

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障がい者	見込量	31	526	33	559	36	610
	実績	26	424	32	501	33	538
知的障がい者	見込量	87	1,589	88	1,608	89	1,626
	実績	79	1,403	92	1,651	95	1,718
精神障がい者	見込量	49	535	50	546	51	557
	実績	39	467	67	789	69	913
合計	見込量	167	2,650	171	2,713	176	2,793
	実績	144	2,294	191	2,941	197	3,169

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	34	35	36
	人日/月	548	564	580
知的障がい者	人/月	97	99	101
	人日/月	1,744	1,780	1,816
精神障がい者	人/月	71	73	75
	人日/月	839	862	886
合計	人/月	202	207	212
	人日/月	3,131	3,206	3,282

就労継続支援B型については、第6期は利用人数・利用日数ともに実績値が見込量を達成しており、第6期実績値の伸び率を考慮し、第7期見込量を推計し設定しています。

## ⑧就労定着支援

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	2	2	2
	実績	2	1	1
知的障がい者	見込量	8	8	8
	実績	5	1	2
精神障がい者	見込量	7	8	9
	実績	6	8	6
合計	見込量	17	18	19
	実績	13	10	9

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
知的障がい者	人/月	2	2	2
精神障がい者	人/月	6	6	6
合計	人/月	9	9	9

就労定着支援については、第6期実績値から知的障がい者の利用見込量を見直した上で、実績値の伸び率を考慮し、第7期見込量を推計し設定しています。

## ⑨療養介護

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
療養介護	見込量	8	8	8
	実績	8	7	10

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
療養介護	人/月	10	10	10

療養介護については、第6期実績値から第7期見込量を推計し設定しています。

## (4) 居住系サービス

障がいのある人の地域移行を促進するとともに、日常生活の支援が適切に提供できるよう、サービスの充実を図ります。

### ①自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

### ②共同生活援助（グループホーム）

主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談・入浴・排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

### ③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

## ①自立生活援助

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0
知的障がい者	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0
精神障がい者	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0
重度障がい者 [再掲]【新規】	見込量	-	-	-
	実績	0	0	0
合計	見込量	1	1	1
	実績	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	1	1	1
重度障がい者 [再掲]【新規】	人/月	0	0	0
合計	人/月	1	1	1

※表中の「重度障がい者」とは、遷延性意識障がいや重症心身障がい、強度行動障がい等により常時介護を要する障がいのある方を指します。

自立生活援助については、第6期実績値から第7期見込量を推計し設定しています。

## ②共同生活援助（グループホーム）

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	20	21	22
	実績	19	17	17
知的障がい者	見込量	74	75	76
	実績	80	86	88
精神障がい者	見込量	17	17	18
	実績	20	24	27
重度障がい者 [再掲]【新規】	見込量	-	-	-
	実績	2	2	1
合計	見込量	111	113	116
	実績	119	127	132

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	17	17	17
知的障がい者	人/月	91	94	97
精神障がい者	人/月	30	33	36
重度障がい者 [再掲]【新規】	人/月	2	2	2
合計	人/月	138	144	150

※表中の「重度障がい者」とは、遷延性意識障がいや重症心身障がい、強度行動障がい等により常時介護を要する障がいのある方を指します。

共同生活援助（グループホーム）については、第6期実績として、知的障がい者・精神障がい者において見込量を上回る実績があります。引き続き伸び率に着目した上で、第7期見込量を推計し設定しています。また、地域生活への移行に向けて、福祉施設の支援ニーズの把握及び、グループホームの設置を働きかけるなど、事業者等との連携を図ります。

### ③施設入所支援

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	12	11	11
	実績	16	18	16
知的障がい者	見込量	17	17	16
	実績	17	17	16
精神障がい者	見込量	1	1	1
	実績	1	1	0
合計	見込量	30	29	28
	実績	34	36	32

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	16	16	15
知的障がい者	人/月	15	14	14
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	32	31	30

施設入所支援については、第6期実績として、身体障がい者において見込量を上回る実績があります。実績値及び地域移行見込数を踏まえた上で、第7期見込量を推計し設定しています。

## (5) 相談支援事業

サービス等利用計画の作成、地域生活への移行や地域生活の継続に関する支援等の充実を図ります。

### ①計画相談支援

障がい福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の見直し、変更を行います。

### ②地域移行支援

障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の障がいのある人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

### ③地域定着支援

一人暮らしや家庭状況により、居宅において家族の支援が得られない障がいのある人で、自らサービス利用に関する調整が難しい人に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や調整及び緊急時の必要な支援を行います。

### ①計画相談支援

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	32	33	34
	実績	36	42	45
知的障がい者	見込量	59	63	67
	実績	60	68	73
精神障がい者	見込量	48	52	56
	実績	52	58	61
障がい児【A】	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0
合計	見込量	139	148	157
	実績	148	168	179

【A】…障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用申請をした児童が対象

※令和5年度は実績見込値

## ■第7期見込量

		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	50	55	60
知的障がい者	人/月	80	85	90
精神障がい者	人/月	68	74	80
障がい児【A】	人/月	0	0	0
合 計	人/月	198	214	230

【A】…障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用申請をした児童が対象

計画相談支援については、第6期実績値として、全体的に見込量を上回る実績があります。相談支援体制のニーズ増大と整備の必要性に着目した上で、第7期見込量を推計し設定しています。

## ②地域移行支援

### ■第6期実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	0	0	0
	実 績	1	0	0
知的障がい者	見込量	0	0	0
	実 績	1	1	0
精神障がい者	見込量	1	1	1
	実 績	1	1	0
合 計	見込量	1	1	1
	実 績	3	2	0

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	1	1	1
精神障がい者	人/月	1	1	1
合 計	人/月	2	2	2

地域移行支援については、第6期実績値から推計し第7期見込量を設定しています。



### ③地域定着支援

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
身体障がい者	見込量	1	1	1
	実績	3	5	6
知的障がい者	見込量	0	0	0
	実績	1	1	1
精神障がい者	見込量	6	7	8
	実績	5	7	8
合計	見込量	7	8	9
	実績	9	13	15

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/月	7	8	9
知的障がい者	人/月	1	1	1
精神障がい者	人/月	9	10	11
合計	人/月	17	19	21

地域定着支援については、地域移行等に伴った地域生活維持における常時の連絡体制確保支援として、第6期実績値の伸び率を考慮し、第7期見込量推計し設定しています。

### 3 地域生活支援事業の実績と見込み

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

社会的障壁を除去することを目的に、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発事業を実施します。

##### ②自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活または社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的とした活動を自発的に取り組む地域住民団体を対象として補助金を交付します。

##### ③相談支援事業

障がいのある人や介護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、障がいのある人の地域生活を総合的に支援します。

##### ④市長申立【新規】

知的障がいや精神障がい等があり成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがない等の理由によって親族による後見等開始の審判申立てができない人について、市長が代わって申立てをします。

##### ⑤成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業：知的障がいや精神障がい等があり成年後見制度の利用が必要な人が、成年後見制度の利用にかかる費用を負担することが困難な場合において、審判の申立てに必要な費用や、後見人等の報酬に対する助成を行います。

成年後見制度法人後見支援事業：成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制整備や、研修等を実施します。

##### ⑥意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者等を養成し、派遣等を行います。

##### ⑦日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がいのある人等を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修））を給付します。

##### ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、広報活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

##### ⑨移動支援事業

障がいのある人の外出が円滑にできるよう移動を支援します。

##### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

## ①理解促進研修・啓発事業

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		有無	有無	有無
理解促進研修・ 啓発事業	見込量	有	有	有
	実績	有	有	有

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
理解促進研修・ 啓発事業	有無	有	有	有

## ②自発的活動支援事業

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		有無	有無	有無
自発的活動 支援事業	見込量	有	有	有
	実績	無	無	有

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
自発的活動 支援事業	有無	有	有	有

自発的活動支援事業については、第6期実績として、令和3年度、令和4年度はコロナ禍の影響で申請がありませんでした。

### ③相談支援事業

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		箇所数	箇所数	箇所数
障がい者相談 支援事業	見込量	3	3	3
	実績	3	3	3

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
障がい者相談 支援事業	箇所数	3	3	3

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		有無	有無	有無
基幹相談支援センター 事業	見込量	有	有	有
	実績	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込量	有	有	有
	実績	有	有	有
居住サポート事業	見込量	無	無	無
	実績	無	無	無

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センター 事業	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有
居住サポート事業	有無	有	有	有

居住サポート事業については、第7期において体制整備を進めていきます。

#### ④市長申立【新規】

##### ■第6期までの実績

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年
1	2	0	0	0	1

※令和5年度は実績見込値

##### ■第7期見込量

		見込量		
		6年度	7年度	8年度
市長申立件数	令和 件/年	2	3	4

中核機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図る為、新たに市長申立件数の指標を追加しています。

#### ⑤成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

##### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/年	人/年	人/年
成年後見制度利用支援事業	見込量	3	3	3
	実績	1	2	2

※令和5年度は実績見込値

##### ■第7期見込量

		見込量		
		6年度	7年度	8年度
成年後見制度利用支援事業	令和 人/年	4	6	8

成年後見制度利用支援事業（申立て時費用の経費助成・後見人等の報酬費助成）は、過去実績及び市長申立件数の見込量を参考に、第7期見込量を推計し設定しています。

##### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		有無	有無	有無
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	無	有	有
	実績	有	有	無

※令和5年度は実績見込値

##### ■第7期見込量

		見込量		
		6年度	7年度	8年度
成年後見制度法人後見支援事業	令和 有無	有	有	有

成年後見制度法人後見支援事業については、自立支援協議会における部会にて取り組んでいます。令和5年度は個人の後見支援に注力した取り組みを行ったため、実績無しとしています。

## ⑥意思疎通支援事業

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件/年	時間/年	件/年	時間/年	件/年	時間/年
手話通訳者派遣事業	見込量	125	247	125	247	125	247
	実績	248	414	208	275	172	222
要約筆記者派遣事業	見込量	22	51	25	58	28	65
	実績	79	1,403	92	1,651	2	6

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

		見込量			
		令和	6年度	7年度	8年度
手話通訳者派遣事業	件/年		214	220	227
	時間/年		280	286	295
要約筆記者派遣事業	件/年		8	10	12
	時間/年		16	20	24

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/年	人/年	人/年
手話通訳者設置事業	見込量	1	1	1
	実績	1	1	0

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

		見込量			
		令和	6年度	7年度	8年度
手話通訳者設置事業	人/年		1	1	1

意思疎通支援事業については、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業ともに見込値を修正の上、第7期見込量を推計し設定しています。

## ⑦日常生活用具給付等事業

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	見込量	18	18	18
	実績	9	6	17
自立生活支援用具	見込量	17	17	17
	実績	10	11	12
在宅療養等支援用具	見込量	24	24	24
	実績	17	12	17
情報・意思疎通支援用具	見込量	22	22	22
	実績	13	14	12
排せつ管理支援用具	見込量	1,807	1,832	1,857
	実績	1,885	1,964	2,448
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	見込量	3	3	3
	実績	0	1	0

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18
自立生活支援用具	件/年	12	12	12
在宅療養等支援用具	件/年	18	19	20
情報・意思疎通支援用具	件/年	16	16	16
排せつ管理支援用具	件/年	2,500	2,550	2,600
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件/年	2	2	2

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/年	人/年	人/年
手話奉仕員 養成研修事業	見込量	27	33	40
	実績	16	30	33

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	33	33	33



## ⑨移動支援事業

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/年	時間/年	人/年	時間/年	人/年	時間/年
身体障がい者	見込量	106	13,137	111	13,788	117	14,438
	実績	495	6,060	525	6,883	586	7,843
知的障がい者	見込量	89	13,364	91	13,664	93	13,964
	実績	525	10,961	625	12,773	655	12,742
精神障がい者	見込量	30	2,123	34	2,406	38	2,689
	実績	165	1,796	185	2,673	168	2,671
障がい児	見込量	6	446	6	446	6	446
	実績	4	40	12	24	19	58
合計	見込量	231	29,070	242	30,304	254	31,537
	実績	1,189	18,857	1,347	22,353	1,428	23,314

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
身体障がい者	人/年	638	694	755
	時間/年	8,230	8,953	9,740
知的障がい者	人/年	688	722	758
	時間/年	13,966	14,657	15,387
精神障がい者	人/年	176	185	194
	時間/年	2,411	2,535	2,658
障がい児	人/年	24	30	36
	時間/年	120	150	180
合計	人/年	1,526	1,631	1,743
	時間/年	24,727	26,295	27,965

移動支援については、第6期実績値において「人/年」の見込量の考え方に誤りがあったため修正の上、第7期は直近3年間の実績値に絞り見込量を推計し設定しています。

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

### ■第6期実績

項 目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		箇所数	人/年	箇所数	人/年	箇所数	人/年
地域活動支援 センター機能 強化事業	見込量	1	62	1	62	1	62
	実 績	1	52	1	60	1	60

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
地域活動支援 センター機能 強化事業	箇所数	1	1	1
	人/年	62	62	62

地域活動支援センター機能強化事業については、年間利用人数（「人/年」）の第7期見込量を現在の利用登録者数から推計し設定しています。

## (2) 任意事業

### ①日常生活支援

障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

### ②社会参加支援

社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員の人材養成や情報発信の充実等の支援を行います。また、文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳・音声訳等の障がいのある人等にわかりやすい広報の発行を行います。

### ①日常生活支援

#### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/年	人日/年	人/年	人日/年	人/年	人日/年
日中一時支援 事業	見込量	45	1,265	45	1,265	45	1,265
	実績	300	1,720	319	1,635	374	1,898

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
日中一時支援 事業	人/年	396	420	444
	人日/年	2,099	2,226	2,353

日常生活支援については、第6期実績値における年間利用人数(「人/年」)の実績値を修正の上、第7期見込量を推計し設定しています。

## ②社会参加支援

### ■第6期実績

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		有無	有無	有無
要約筆記奉仕員 養成研修	見込量	有	有	有
	実 績	有	有	有
点字・声の広報 発行	見込量	有	有	有
	実 績	有	有	有

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

		見込量		
		令和 6年度	7年度	8年度
要約筆記奉仕員 養成研修	令和			
	有無	有	有	有
点字・声の広報 発行	令和			
	有無	有	有	有

## 4 障がい児支援サービスの実績と見込み

### (1) 障がい児通所支援

#### 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童等に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

#### 放課後等デイサービス

学校に就学しており、授業の終了後または休校日に支援が必要な児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

#### 保育所等訪問支援

専門的な支援を必要とする児童が集団生活を営む認定こども園その他の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な助言、その他必要な支援を行います。

#### ■第2期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	見込量	68	569	69	577	70	586
	実績	96	640	110	716	110	822
医療型児童発達支援	見込量	1	4	1	4	1	4
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	見込量	180	2,182	192	2,328	205	2,485
	実績	180	1,889	201	2,020	221	2,033

※令和5年度は実績見込値

#### ■第3期見込量

	令和	見込量		
		6年度	7年度	8年度
児童発達支援 (医療型児童発達支援含む)	人/月	118	125	132
	人日/月	837	887	936
放課後等デイサービス	人/月	234	248	263
	人日/月	2,439	2,584	2,741

## ■第2期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月
保育所等訪問 支援	見込量	6	6	6	6	6	6
	実績	1	1	5	7	6	9

※令和5年度は実績見込値

## ■第3期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
保育所等訪問 支援	人/月	7	8	8
	回/月	10	11	12

障がい児通所支援については、令和6年4月の法改正に伴う児童発達支援と医療型児童発達支援の統合予定を反映し、第3期見込量は合算した見込量で設定しています。また、放課後等デイサービスの実績値の伸びが継続することが推測されるため、第3期見込量を推計し設定しています。

## (2) 居宅訪問型児童発達支援

### 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童等であって、外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

#### ■第2期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	回/月	人/月	回/月	人/月	回/月
居宅訪問型児 童発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	1	1	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

#### ■第3期見込

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
居宅訪問型児 童発達支援	人/月	0	0	0
	回/月	0	0	0

居宅訪問型児童発達支援については、令和3年度に利用がありましたがそれ以降、対象児の見込みがない状況であるため、第3期見込量は0で設定しています。

### (3) 障がい児相談支援

#### 障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた障がい児相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとに検証（モニタリング）を実施し、必要に応じて、計画の見直し、変更を行います。

#### 障がい児相談支援

##### ■第2期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/月	人/月	人/月
障がい児相談支援	見込量	20	25	30
	実績	20	21	21

※令和5年度は実績見込値

##### ■第3期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
障がい児相談支援	人/月	25	30	36

障がい児相談支援については、第2期実績として、令和4年度以降は実績値が見込量に満たない状況がありますが、事業所及び対応可能な計画相談員の不足という背景があり、就学等のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制構築を推進するため、相談支援体制の整備の必要性に着目した上で、第3期見込量を推計し設定しています。

### (4) 医療的ケア児等支援コーディネーター

#### 医療的ケア児等支援コーディネーター

医療的ケア児等支援コーディネーターの配置によって、市内の医療的ケアを必要とする人（児・者）やその家族にかかる、心身の状況に応じた適切な医療・保健・福祉等による支援の調整及び、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。

#### 医療的ケア児等支援コーディネーター

##### ■第3期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置人数	人数	医療関係・福祉 関係問わず1名	医療関係・福祉 関係問わず1名	医療関係・福祉 関係問わず1名

## 5 その他活動指標にかかる実績と見込み

### (1) 発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいの早期発見・早期対応のために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制の確保を図ります。

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人	人	人
ペアレントメンターの人数	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

#### ■第7期見込量

項目		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0

ペアレントメンターについては、大阪府による養成研修を行っており、現状本市において配置の体制がないため、第7期においても0で設定しています。

#### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人/年	人/年	人/年
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	見込量	200	200	200
	実績	162	93	151
ピアサポート活動への参加人数	見込量	0	0	0
	実績	0	0	0

※令和5年度は実績見込値



■第7期見込量

	見込量			
	令和	6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	200	200	200
支援プログラムの実施者数	人/年	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0

ペアレントトレーニング等の支援プログラム受講者数は、児童発達支援センターにて実施しており、第6期実績値から推計し、第7期見込量を設定しています。ピアサポート活動については、現状で市内における基盤がないため、第7期も0で見込んでいます。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の、発達障がいのある人とその家族等に対する支援体制や発達障がいの診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保といった支援体制整備について、検討していきます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に向けて、保健・医療・福祉関係者等の連携体制の構築を図ります。

### ■第6期実績

	令和	見込量			実績値		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	6	6	6	6	6	6
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数【A】	人/年	48 (6)	48 (6)	48 (6)	7	8	12
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数【B】	回/年	6 (1)	6 (1)	6 (1)	1	1	1

※【A】【B】は第6期計画見込量の考え方に誤りがあったため本来見込量を（ ）とし実績値で修正しています。

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

	令和	見込量			
		6年度	7年度	8年度	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	6	6	6	
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数【内訳新規】	保健関係者	人/年	1	1	1
	医療関係者	人/年	2	2	2
	福祉関係者	人/年	9	9	9
	介護関係者	人/年	0	0	0
	当事者及び家族	人/年	0	0	0
合計	人/年	12	12	12	
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	
精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	1	1	
精神障がい者の地域定着支援	人/月	9	10	11	
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	人/月	30	33	36	
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	1	1	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	6	7	8	

協議の場の設置は、自立支援協議会における精神障がい者支援部会として運営・実施しています。第7期においても、引き続き協議の場の実施を見込み、参加関係者の内訳を新たに設定した見込量を設定しています。

### (3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて検証及び検討の実施回数について、見込量を設定します。

#### ■第7期見込量

		見込量		
		6年度	7年度	8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	令和 設置 箇所数	面的整備として 1か所	面的整備として 1か所	面的整備として 1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置数	人数	1	1	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数	回/年	1	1	1

#### (4) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

相談支援体制の充実・強化のために、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

##### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		有無	有無	有無
基幹相談支援センターの設置	見込量	有	有	有
	実績	有	有	有

※令和5年度は実績見込値

##### ■第7期見込量

項目		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有

##### ■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件/年	件/年	件/年
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	見込量	24	24	24
	実績	18	41	24
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	見込量	12	12	12
	実績	21	22	19

※令和5年度は実績見込値

##### ■第7期見込量

項目		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数【A】	件/年	12	12	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援の件数【B】	件/年	12	12	12

■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		回/年	回/年	回/年
地域の相談機関との連携強化の取り組み回数	見込量	10	10	10
	実績	0	2	12

※令和5年度は実績見込値

■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
地域の相談機関との連携強化の取り組み回数【C】	回/年	2	2	2

■第7期見込量

令和		見込量		
		6年度	7年度	8年度
個別事例の支援内容の検証【D】 【新規】	回/年	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置【新規】	配置数	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数と機関数【E】【新規】	回/年	1	1	1
	機関/年	8	8	8
協議会の専門部会の設置数と実施回数【F】【新規】	設置数	4	4	4
	回/年	33	33	33

▶活動指標見込量算出にあたっての補足事項

- 【A】…主任相談支援専門員によるOJT等個別指導・相談の実施件数。1回/月で算定。
- 【B】…研修会及び計画相談員のサロンの実施件数。1回/月で算定。
- 【C】…地域包括支援センターやケアマネジャー、CSWとの連携にかかる取り組みの件数。2回/年で算定。
- 【D】…モニタリング内容にかかる個別検証の件数。1回/年で算定。
- 【E】…機関数は実参加機関数の平均数で算定。
- 【F】…実施回数は各部会の年間開催数の合計で算定。

## (5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

「障害者総合支援法」の基本理念のもと、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供に向けて、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、各取り組みの推進を図ります。

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/年		人/年		人/年	
障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用	見込量	10		10		10	
	実績	38		57		40	

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

項目		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用	人/年	45	45	45

### ■第6期実績

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		有無	回/年	有無	回/年	有無	回/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	見込量	無	0	無	0	有	1
	実績	無	—	無	—	無	0

※令和5年度は実績見込値

### ■第7期見込量

項目		見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	有	有	有
	回/年	1	1	1

## 6 子ども・子育て支援施策との連携

国の基本指針を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに地域で成長できるよう、「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ち、子ども・子育て支援施策との緊密な連携や障がい児通所支援事業所等と認定こども園・放課後児童会・学校等との協力支援体制の構築を図ります。

### ① 幼児期の教育・保育の見込量

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号		954	936	904
2号	教育希望	240	235	228
	保育希望	914	932	937
3号	0歳	99	100	101
	1・2歳	542	553	564

### ② 地域子ども・子育て支援事業の見込量

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業	延べ組数	13,970	13,819	13,592
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	実件数	512	505	497
養育支援訪問事業	実人数	5	5	5
一時預かり事業(幼稚園型)	延べ人数	12,543	12,285	11,895
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	延べ人数	6,153	6,055	5,898
延長保育事業	実人数	595	584	569
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	実人数	981	1,011	972

※①・②は、「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」から抜粋

## 7 計画目標達成に向けて取り組む施策等

### (1) 障がい福祉サービスの整備・充実

障がいの重度化や高齢化により、求められる障がい福祉サービスやニーズについては増加・複雑化の傾向にあります。市民アンケートの結果からも、障がいのある人が地域で自立した生活を継続していく為に、障がい福祉サービスの充実についての声があります。

一方で、事業所調査結果からは、福祉人材の確保や育成に課題を抱えているという意見や医療的ケアが必要な人を含む重度障がいのある人の受け入れ等を含め、専門的な支援ニーズに対応する体制構築に事業所のみで対応していく困難さについての意見が複数挙がっており、これらの課題に対応する支援を継続していく必要があります。サービス見込量の確保の視点に加え、サービスの質の向上や医療的ケアが必要な人を含む重度障がいのある人、強度行動障がいのある人等が利用可能なサービスの充実に向けて、専門的な支援体制の構築支援に取り組めます。

#### 【取り組み】

##### ○障がい福祉サービス等の提供体制の整備推進にかかる取り組み

障がいの重度化、高齢化や親なき後を見据えて、経年の課題として市内における提供体制が不足している‘医療的ケアが必要な人を含む重度障がいのある人が利用可能な通所施設’の誘致に向けた整備事業に取り組む。同様に、市内における提供体制が不足している重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の開設を促進するため、事業者へ開設にかかる費用の補助を実施する。

また、計画期間における各障がい福祉サービスの実績値について、年度ごとの検証を行う。

##### ○グループホームの充実及び入所施設等からの地域生活移行支援にかかる取り組み

障がいのある人の地域移行において、地域で自立した生活を送る為にグループホームが重要な役割を果たしている点、さらに重度障がいのある人や親なき後の生活の場としてのニーズを見込まれる点を踏まえ、その充実や質の確保に向けて、地域における状況把握や事業者との連携に取り組む。

また、地域生活移行を支援する取り組みとして、地域生活支援拠点等事業（体験の機会の場機能）の活用によるサービス利用体験を促進する。

##### ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

協議の場（自立支援協議会内に設置）において、精神保健医療福祉体制の基盤整備や地域移行にかかる支援ニーズの把握について協議を実施する。

また、地域における暮らしに対応する訪問系、日中活動系サービスの充足に向けた支援を検討する。加えて重度障がいのある人に対する支援等について、ニーズの把握や障がい特性に対応した協議ができる体制づくりを目指す。

##### ○地域生活支援拠点等の機能整備の取り組み

自立支援協議会との連携を図りながら、面的整備を進める。地域生活支援拠点等における残る3機能（相談機能・人材確保機能・地域づくり機能）の整備、コーディネーター機能の付加に取り組む。



### ○強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する人等に対する専門的な支援体制の充実に向けた取り組み

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する人、難病患者の支援ニーズの把握や地域における課題の整理等に向けた取り組みについて検討。特に支援を要する強度行動障がい等を有する人の地域における状況や支援ニーズについて、調査等を実施し、本市における支援体制の整備について検討する。

### ○医療的ケアが必要な児者への支援体制整備

医療的ケア児等支援コーディネーター（1名）の配置により、医療的ケアの必要な人（児・者）やその家族からの相談対応・情報提供・助言・関係機関との調整等の支援を実施。医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場（自立支援協議会内）にて、保健・医療・障がい福祉・教育等の多職種連携や医療的ケアの必要な人（児・者）やその家族が抱える課題解決に向けた支援、必要な社会資源についての検討に取り組む。

### ○障がい福祉サービス基盤の充実強化に向けた取り組み

事業者が質の高い安定したサービスを提供できるよう働きかけるとともに、福祉人材の養成と安定確保に向けた支援として、相談支援体制の整備を図ることを目的に、相談支援従事者等研修受講補助金、医療的ケアの必要な人（児・者）及び難病患者への支援体制を確保することを目的に、喀痰吸引等研修受講助成金を実施。事業者における福祉人材の確保・定着を図ることを目的に、市内の障がい福祉サービス事業所及び施設に就職した人に対し、福祉人材確保支援事業補助金を実施する。自立支援協議会における部会等を通して、人材確保や定着につながるように、事業者における福祉のしごとにかかわる魅力の発信方法や、事務負担軽減・業務効率化等の取り組みについての検討を行う。

## （２）相談支援体制の強化

障害者総合支援法の改正により新たなサービスが次々と提供されるようになり、あらゆる情報があふれる社会となっている中で、また障がいのある人のニーズの多様化や抱える課題が複雑化していることから、医療・保健・福祉サービス等の関係機関との連携を図り、重層的な相談支援体制を構築することが必要です。

市民アンケート結果においても市内の相談支援体制に今後望むことについて「各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が最も多くなっています。本市では令和3年度より基幹相談支援センターを直営設置し、主として総合相談機能や専門相談機能、地域の相談支援体制の強化機能に取り組んでいます。

しかし、関係団体ヒアリング結果からは相談支援体制について「どこに相談したら良いのかわからない状態がある」等の意見が見られ、安心して相談できる体制の構築と、相談窓口の周知について改めて取り組む必要があります。基幹相談支援センターが主軸となり、重層的支援体制整備事業における「まるまど」協力事業者との連携を図りながら、本市における「地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能」「多機関協働の中核的機能や伴走支援を備えた相談支援」「コーディネート機能や居場所の確保」等の構築に向け、総合的な相談支援体制の充実とその周知を進めていきます。

## 【取り組み】

### ○相談支援体制の充実と周知

基幹相談支援センターとの連携を図りながら、障がい福祉課及び相談支援事業所にて、障がいのある人またはその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援や社会資源の紹介、介護相談、ピアカウンセリング等を実施。また、相談支援体制について、ホームページや冊子等での周知を図る。

### ○障がい児者福祉相談の実施

障がい当事者やその家族が相談員として、障がい福祉にかかる豊富な経験を活かして、日常における身近な問題について、障がいのある人やその家族からの相談に対応する。

### ○基幹相談支援センターにおける取り組み

相談支援のワンストップ窓口及び専門相談（一部委託）による専門的な指導・助言により地域における相談支援体制の強化に取り組む。居住サポート事業について、Osaka あんしん住まい推進協議会等との連携を図り、実施体制を構築する。

### ○自立支援協議会における取り組み

相談支援部会等において、相談支援事業者と保健・医療等の関係機関連携の構築や事例検討、サービス等利用計画の作成等、相談支援を行う人材の育成やバックアップに取り組む。個別事例検討や利用者、障がい福祉サービス等の社会的基盤整備の実情把握を通し、地域の支援体制等の課題抽出に取り組む。関係する協議会（医療的ケア児等を地域で支援するための協議の場など）を合同で開催するなど、自立支援協議会の効果的な運営の確保と活性化に努める。

### ○主任相談支援専門員との連携

地域の主任相談支援専門員との連携により、相談支援員の人材育成や抱え込みを防ぐ。また、主任相談支援専門員の配置について計画的な確保に取り組む。

### ○地域の相談支援提供体制の確保・充実に向けた取り組み

地域の相談支援体制について、本市のセルフプラン率等を参考とした上で、調査等により現状における相談支援員の充足状況を把握し、支援を必要とする人が相談支援の利用につながる体制づくりと相談員の確保に向けた支援を検討する。

障がい児にかかる取り組みとして、障がいの疑いのある段階から児童や家族に対する継続的な相談支援に対応する為、また難聴児に対する早期支援につなげる為、健康増進課保健師等との連携を図る。加えて、発達支援の入口となる相談機能を有する児童発達支援センターとの連携を図る。

### ○重層的支援体制整備事業との連携

障がいのある人や、その家族が抱える子育て・介護・生活困窮等の課題に対する包括的な支援体制について、庁内担当課との調整や関係機関との連携を図る。また、重層的支援体制整備事業における「まるまど」協力事業者との連携、相談支援事業所や地域における障がい福祉サービス事業者等との連携・協働によって、‘相談をいったん受け止め、関係機関にて協働を図りながら支援していく’体制の構築を図る。

### ○制度及びサービス内容の周知と情報提供体制の充実

各種制度に関する情報提供を行う資料として、「障がい福祉サービスの手引き」等の情報冊子を整備・更新し、情報提供体制の充実を図る。

### (3) 雇用・就労及び社会参加の推進

障がいのある人が、就労や社会参加により、働くことへの喜び・生きがいにつながることや、その人らしく社会に参加し、文化や芸術等に触れることは生活の豊かさや質の確保に不可欠です。

本市においては、就労継続支援A型の事業所がまだ少ない状況があり、ハローワーク等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況・希望に応じた雇用・就労を促進するとともに、庁内関係部局や自立支援協議会、サービス提供事業者と連携して、障がいのある人の就労支援の推進及び、社会的障壁の除去、障がいに関する理解促進や合理的配慮の提供に関する周知を進め、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

#### 【取り組み】

##### ○自立支援協議会における取り組み

就労支援部会等を通じた研修やイベント等の実施により、就労へのイメージ作りや就労支援体制の強化に取り組む。

##### ○障がい者インターンシップ事業の実施促進

庁内において、就労体験の機会を提供することで、民間企業などへ障がいのある人の雇用及び就労訓練等の受け入れに対する理解の促進を図る。

##### ○ハローワーク枚方との連携

障がいのある人の福祉的就労から一般就労への移行に向け、ハローワーク専門援助部門との連携を図り、情報提供や利用しやすい体制を整備する。

##### ○北河内東障害者就業・生活支援センターとの連携

障がいのある人の就職や就労後の職場定着、日常生活、職場環境に関する相談についての連携を図る。

##### ○障がい者優先調達方針の推進

就労支援事業所等からの物品の調達を推進するとともに、毎年実績を公表する。また、障がい者優先調達方針を推進するため、調達可能な役務や物品等を検討する。

##### ○障がい者雇用、就労の場の促進

雇用者や事業者における不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供について周知を徹底し、障がい者雇用の促進と職場環境の改善を図る。

##### ○意思疎通支援事業の実施

聴覚障害・言語機能障害・音声機能障害・視覚障害、その他の障がいのある人の意思疎通や社会参加を支援する為、意思疎通支援事業を実施。手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成研修を実施。加えて、緊急時手話通訳者派遣事業や、ICT端末の活用により、緊急時や遠隔地にも障がい特性に配慮した意思疎通支援に対応する。

##### ○情報の保障及び社会参加促進に向けた取り組み

点字・声の広報の発行やヒアリンググループ、ICT端末の活用により、障がいのある人の障がい特性に配慮した情報の取得利用を推進する。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に向けて、公共施設のバリアフリー化、視覚障がい者等の読書バリアフリー整備にかかる計画的推進について検討する。

## (4) 人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」と障がい者の権利擁護に関する法律に基づいて、本市においても、障がい者虐待防止センターの設置、自立支援協議会における権利擁護・虐待防止ネットワーク部会を設置し、関係機関を含めた研修・啓発等を実施しています。

しかし、市民アンケート結果では、障がいのある人への理解について「進んでいない」「どちらともいえない」という回答が4割超という状況があり、引き続き障がいのある人の権利を守る取り組みを推進していきます。さらに成年後見制度の利用促進等、障がいのある人が安心して生活を送る為の制度の普及や虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解促進、合理的配慮の提供等に関する啓発・支援を行います。

### 【取り組み】

#### ○障がい者虐待防止センターの設置と虐待防止ネットワークの活用

障がい福祉課内に設置。障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた人（児・者）への迅速な対応と安全確保を図り、被虐待者等や養護者への適切な支援等を行う。また、相談支援事業所等との連携を強化し、障がい者虐待相談窓口についての周知を強化することで、相談・通報体制の充実を図る。また、管理職を含めた体制整備による組織的判断や検証に取り組み、必要に応じて障がい福祉サービスにかかる指定指導権者（大阪府等）との連携を図る。

#### ○障がいのある人に対する差別解消等に関する啓発活動

障害者基本法に定める基本原則（地域社会における共生・差別の禁止・国際的協調）についての市民理解の促進や、障がい理解の促進、偏見の解消、合理的配慮の提供に関する周知等による共生社会づくりを目標として、地域や事業者等に対する啓発活動を行う。

#### ○障がい者差別に関する相談窓口の周知

障がい福祉課に設置。基幹相談支援センターや人権と暮らしの相談課等の関連相談窓口との連携を図った上で、障がい者差別に関する相談に対応し、必要に応じ大阪府広域支援相談員との調整・協働を図る。

#### ○職員対応要領等の推進

障害者差別解消法に基づき「不当な差別的取扱いの防止」「合理的配慮の提供」等について適切に対応するため、障がいを理由とする差別の解消に関する交野市職員対応要領の推進に努める。

#### ○成年後見制度等の制度周知と利用啓発

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進や、判断能力の低下した人の権利と財産を守る成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、中核機関と連携した制度の周知や啓発、支援を行う。

#### ○自立支援協議会部会における取り組み

権利擁護・虐待防止ネットワーク部会において、虐待防止にかかる啓発ならびに早期発見対応のための研修、関係機関とのネットワーク構築に向けた活動に取り組む。

#### ○理解促進研修・啓発事業の実施

社会的障壁を除去することを目的に、障がい及び障がいのある人への理解を深める為の研修や啓発事業を実施。

#### ○交野市手話言語条例の周知推進

「みんなで咲かそう手話の花」交野市手話言語条例の周知、啓発に取り組み、市民へ‘言語としての手話’についての認識を広める。

#### ○合理的配慮の提供にかかる補助事業の実施と周知

社会的障壁の除去のため、必要かつ合理的配慮の提供に取り組んだ事業者への補助を実施し、利用促進に向けた周知に取り組む。

### (5) 安心・安全に暮らせる生活環境の整備

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりの為、公共施設等におけるバリアフリーの整備、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みを推進していきます。また、アンケート結果等からも、災害時においても障がいのある人の安全が守られるよう、緊急時の対応や災害発生時の避難支援の為にネットワーク構築を進めていきます。

#### 【取り組み】

#### ○おりひめ支え愛プロジェクトと個別支援計画の作成の推進

福祉総務課等の庁内関係部署との連携を図り、障がいのある人で災害発生時に1人で避難することが困難な人について、交野市避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）の登録について、周知を進める。また、避難行動要支援者の個別支援計画作成支援に向け、庁内関係部署や相談支援専門員等と連携を図る。

#### ○災害対策及び防災対策・感染症対策等の推進

自立支援協議会における部会での研修実施や、危機管理室等の庁内関係部署、保健所等との連携を図り、事業所における適切な災害対策や防災対策・感染症対策等の推進に取り組む。

#### ○障がいのある人の障がい特性に応じた情報提供・情報活用の支援

I C T 端末の活用等により、障がい特性に配慮したアクセシビリティの向上を図る。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 庁内の推進体制の整備

本計画の確実な推進に向けて、関連部局や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

### 2 事業者・関係団体・地域等との連携

本計画の推進にあたり、障がいのある人の地域生活基盤の充実に努めることを目的として、各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、障がい者自立支援協議会、民生委員児童委員、さらには自治会や校区福祉委員会・区長会等の地域団体との連携・協力を図ります。

障がい福祉サービスの提供や就労支援・地域生活への移行促進等においては、本市における取り組みだけでなく、大阪府ならびに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整・連携が不可欠です。居住支援協議会や発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等と連携・協力を図りながら、計画の推進を図ります。

### 3 計画の評価・進捗管理

計画の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、定期的に「交野市障がい者（児）生活支援推進審議会」における評価・点検を行います。また、障がい者自立支援協議会や障がい者（児）団体との意見交換等を通じて、計画の実施状況について検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めるとともに、社会情勢の変化等により本計画に変更の必要性が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

# 資料編

## 1 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日

条例第 5 号

（設置）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市障がい者(児)生活支援推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者(児)施策に係る総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保健、福祉又は医療の関係団体等の推薦する者
- (2) 教育、就労、福祉又は保健の関係機関等の推薦する者
- (3) 一般市民等
- (4) 学識経験を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 令和5年7月28日に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則(平成29年条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第35号)

この条例は、令和5年11月14日から施行する。



## 2 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属団体	氏名	備考
交野市医師会	◎寶田 勝憲	
交野市歯科医師会	松野 大地	
北河内薬剤師会	岩本 昌英	
交野市健やか部	島田 国久	～R5.7.27
交野市社会福祉協議会	青山 勉	
交野市民生委員児童委員協議会	梶 健治	
交野市身体障がい者福祉会	雲川 博之	
交野市障害児（者）親の会	坪岡 真美	～R5.7.27
	中野 真弓	R5.7.28～
交野市聴力障害者協会	加根田 勝	
交野市視覚障害者福祉会	林 美智栄	
交野市精神障害者家族会	雲川 雅美	
大阪府四條畷保健所	宇野 修	～R5.6.18
	橋本 龍則	R5.6.19～
学識経験者	小寺 鐵也	
ワークハウスやわらぎ	中 夏彦	～R5.6.18
	久郷 仁志	R5.6.19～
交野自立センター	○八尾 康典	
ミルキーウェイ	平田 智美	
ハートフルステーションいわふね	川口 加代子	
障害者相談支援センター「かたの」	仲 佳子	
障がい児（者）相談支援センター「てらサポ」	阿部 行男	
地域活動支援センター「みのり」	竹之中 裕子	～R5.7.27
	奥田 優	R5.7.28～
交野市ボランティアグループ連絡会	庄田 竜子	
交野支援学校	森野 友輔	
交野市教育委員会	神戸 智子	
交野市立児童発達支援センター	寺島 祐理子	
北河内東障害者就業・生活支援センター	北口 信二	
公募委員	桑山 雄次	
公募委員	梅本 雅明	

※◎：会長、○：副会長

### 3 計画策定経過

年 月 日	内 容
令和4年10月28日	◆令和4年度第2回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 ・「交野市第7期障がい福祉計画・交野市第3期障がい児福祉計画」 策定のためのアンケート調査について
令和4年12月27日～ 令和5年1月20日	◆事業所・グループホームアンケート調査の実施 ・配布数（うち、有効回収数）…事業所調査：68件（57件） グループホーム調査：8件（5件）
令和5年1月17日	◆ワークショップの実施 ・「理想の“かたの”」について話し合うワークショップを実施
令和5年1月23日～ 令和5年2月3日	◆市民アンケート調査の実施 ・配布数（うち、有効回収数）…1,800件（858件）
令和5年5月19日～ 令和5年6月30日	◆団体アンケート・ヒアリング調査の実施 ・調査団体数：25団体
令和5年6月19日	◆令和5年度第1回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 ・令和4年度障がい福祉施策の実績報告について ・「交野市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」における 成果目標達成状況について ・「交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定に かかる各調査報告及び、交野市における施策等取り組み状況について ・計画策定スケジュール（案）について
令和5年9月4日	◆令和5年度第2回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 ・「交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定に かかる関係団体等ヒアリング調査の結果報告について ・「交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」にかかる 骨子案の検討について
令和5年11月27日	◆令和5年度第3回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 ・「交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」にかかる 素案の検討について
令和6年1月10日～ 令和6年2月10日	◆パブリックコメントの実施 ・計画説明動画の配信
令和6年2月26日	◆令和5年度第4回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 ・パブリックコメント手続き結果について ・「交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」案について

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### ■意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは、「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。「障害者基本法」第3条においては「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

#### ■一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態をいう。

#### ■医療的ケア

家族等が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

#### ■インクルージョン

本来「包含、包み込む」ことを意味する言葉であり、福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念を指す。

### 【か行】

#### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務や相談支援事業所への指導・助言、権利擁護事業等の各種業務を行う。

#### ■高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等）全般を指す言葉。

#### ■合理的配慮

障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて、過度の負担を課さない範囲で行われる配慮のこと。

## 【さ行】

### ■サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障がい福祉サービス事業を提供する民間の事業者。

### ■差別

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するもの。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

### ■肢体不自由

上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がいを持つ人の総称。

### ■重層的支援体制整備事業

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野を超えて、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業。

### ■障がいのある人

身体障がいや知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいを含む）その他の障がいがある人で、身体や心の機能の障がい及び社会的障壁（障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的・断続的に生活のしづらさを感じている人。

### ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な人に対して、財産管理や契約行為等において不利益が生じないように、家庭裁判所で選任された「成年後見人」が生活面・法律面で保護や支援を行う制度。

## 【た行】

### ■地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことであり、地域の実情に応じて整備を行う。地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを基本とする。

## 【な行】

### ■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

### ■ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的、精神的、経済的、文化的、社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

## 【は行】

### ■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

### ■バリアフリー

高齢者や障がいのある人の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

### ■ピアサポート

同じような共通項と対等性を持つ人同士の支え合いを表す言葉であり、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

### ■ペアレントトレーニング

保護者が発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより、子どもの行動変容を目的とするトレーニングのこと。

### ■ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動を理解できるようにしたり、同じ悩みを持つ仲間を見つけたりすることを目的としたプログラムのこと。

### ■ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。同じ保護者の立場から自身の経験を活かし、発達障がいのある子どもの子育てで悩みを抱える保護者等に対する相談支援や情報提供等のサポートを行う。

## 【ま行】

### ■民生委員児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者で、市町村・府の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活状態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③援助を必要とする者への福祉サービスの利用に必要な情報提供、④社会福祉施設への連絡と協力、⑤行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

## 【や行】

### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインすること。

### ■要約筆記

難聴者、中途失聴者等に、会議、授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記して意思疎通を図るもの。

---

## 交野市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発行:交野市

編集:交野市福祉部障がい福祉課

〒576-0034

交野市天野が原町5-5-1

交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)内

TEL:072-893-6400 FAX:072-895-6065

メールアドレス:hukusi@city.katano.osaka.jp

---